

令和7年第3回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和7年9月9日 開会

令和7年9月12日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和7年第3回新十津川町議会定例会

令和7年9月9日（火曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - (1) 事務報告
 - (2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 財政援助団体監査結果報告
 - (5) 一部事務組合議会報告
 - (6) 議員研修報告
- 第5 委員会への付託の報告
- 第6 行政報告
- 第7 教育行政報告
- 第8 議案第35号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(内容説明まで)
- 第9 一般質問
- 第10 議案第36号 新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第11 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第12 議案第38号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第13 議案第39号 新十津川町税条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第14 議案第40号 令和7年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)
- 第15 議案第41号 令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算（第2号）
(内容説明まで)
- 第16 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
(内容説明まで)
- 第17 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
(内容説明まで)

- 第18 議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
(内容説明まで)
- 第19 認定第1号 令和6年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)
- 第20 認定第2号 令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)
- 第21 認定第3号 令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(概要説明まで)
- 第22 認定第4号 令和6年度新十津川町下水道事業会計決算の認定について
(概要説明まで)
- 第23 報告第6号 令和6年度新十津川町健全化判断比率の報告について
- 第24 報告第7号 令和6年度新十津川町資金不足比率の報告について

◎出席議員（10名）

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口秀樹君
副町長	寺田佳正君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
総務課長	久保田篤司君
住民課長	佐藤武久君
保健福祉課長	窪田謙治君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	鎌田章宏君
建設課長	千石哲也君
会計管理者	平川宏之君

教育委員会事務局長 小 松 敬 典 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 下 佳 則 君

◎町民憲章朗誦

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。
皆さん、ご起立ください。

〔全員起立〕

- 議長（小玉博崇君） 私が町民憲章と申し上げますので、引き続き、朗誦してください。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（小玉博崇君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいまから、令和7年第3回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

- 議長（小玉博崇君） ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、
順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、2番、工藤健議員。
3番、深瀬美奈子議員。両議員を指名いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
報告を求めます。
鈴木議会運営委員長。

〔議会運営委員長 鈴木康裕君登壇〕

- 議会運営委員長（鈴木康裕君） 皆さん、おはようございます。議長の指示がありましたので、議会運営委員会からの報告をさせていただきます。

日時については、令和7年9月3日、午前10時から行われております。委員会室でございます。出席者は、記載のとおり。説明員として、寺田副町長、久保田総務課長にお越しいただきました。

協議結果でございます。

(1) 令和7年第3回町議議会定例会の会期は、9月9日火曜日から9月12日金曜日までの4日間とする。

(2) 日程については、裏面に記載のとおり執り進める。

(3) 付議案件は、条例の制定1件、条例の一部改正4件、令和7年度会計補正予算2件、規約の変更3件、人事案件3件、令和6年度会計決算の認定4件、報告2件の計19件である旨、総務課長から説明を受けております。

(4) 令和6年度会計決算の認定に関わる審議については、議長を除く議員9名による決算審査特別委員会を設置して行うことにいたしました。

(5) 一般質問の通告は、2名から2件を受理しております。

(6) 請願、陳情等の受理状況については、9月3日現在、陳情3件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けました。陳情2件を所管の委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（小玉博崇君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日から9月12日までの4日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月12日までの4日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小玉博崇君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の財政援助団体監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

引き続き、5番の一部事務組合議会報告を行います。

はじめに、私が関係しております石狩川流域下水道組合議会の報告をいたします。

○議長（小玉博崇君） 令和7年第1回石狩川流域下水道組合議会臨時会の報告をいたします。

日時は、令和7年6月25日、午後3時半より、滝川市10階にあります議場で開会されております。

内容です。選挙第1号、副議長の選挙につきましては、議長の指名推選により、赤平市議会、木村恵氏が副議長に選任され、当選されております。

議案第1号、副組合長の選任については、議長の指名推選により、滝川市副市長であります中島純一氏が副組合長に選任され、同意されております。

以上で、令和7年第1回石狩川流域下水道組合議会臨時会の報告といたします。

なお、議案等関係書類は、所定の場所に保管してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 石狩川流域下水道組合議会の報告を終わります。

続いて、西空知広域水道企業団議会の報告を工藤健議員よりお願いいたします。

〔2番 工藤健議員登壇〕

○2番（工藤健君） 議長よりご指示いただきましたので、これより、令和7年第2回西空知広域水道企業団議会定例会の報告をいたします。

日時は、令和7年8月29日、午後4時より、新十津川町の西空知広域水道企業団議場にて開催されました。

まず、議案第9号、令和7年度西空知広域水道事業会計補正予算補正第1号は、収益的支出の予定額を3億9,486万5千円に改めるということになり、原案どおり可決されました。

次に、議案第10号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてですが、「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削ることに変更するということになり、これも原案どおり可決されました。

議案第11号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてですが、一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るということになり、原案どおり可決されました。

次に、議案第12号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてですが、別表第2の9の項中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るということに変更になり、原案どおり可決されました。

次に、認定第1号ですが、令和6年度西空知広域水道事業会計決算認定についてですが、水道事業収益3億9,489万7,291円、水道事業費用3億6,658万8,761円、当年度純利益2,830万8,530円ということになり、認定されました。

次に、報告第1号、令和6年度西空知広域水道事業会計資金不足比率の報告についてですが、これは資金不足額はなく、資金不足比率についても問題はないということで報告済みとなっております。

なお、行政報告、参考資料、関係資料等は、規定に沿って保管してありますので、よろしくお願いいたします。

以上で、西空知広域水道企業団議会定例会の報告を終了させていただきます。

○議長（小玉博崇君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

続いて、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を深瀬美奈子議員よりお願いいたします。

〔3番 深瀬美奈子議員登壇〕

○3番（深瀬美奈子君） 議長からのご指示を受けましたので、令和7年滝川地区広域消防事務組合議会第3回臨時会の報告をさせていただきます。

令和7年7月11日、午後2時より、滝川地区広域消防事務組合消防本部3階議場にて行われました。

議案第1号、財産の取得について。水槽付き消防ポンプ自動車水1のA型。新十津川消防団第5分団に配備されている水槽付き消防ポンプ自動車、平成11年式の更新を図るため、水槽付き消防ポンプ自動車水1のA型を取得する。契約は、指名競争入札により行い、契

約の相手方は、株式会社北海道モリタとする。契約金額は5,170万円。納入期限は、令和9年3月31日とするという内容のもので、原案可決されました。

議案第2号、財産の取得について。水槽付き消防ポンプ自動車、滝川消防団第7分団に配備されている水槽付き消防ポンプ自動車、平成4年式の更新を図るため、水槽付き消防ポンプ自動車を取得する。契約は、指名競争入札により行い、契約の相手方は、北海道ドライケミカル株式会社とする。契約金額は4,774万円。納入期限は、令和9年3月31日とするもので、原案可決されました。以上、議案の説明となります。

なお、議案等関係書類は、規定に沿って議会図書館に保管しておりますので、ご確認ください。

以上、令和7年滝川地区広域消防事務組合議会第3回臨時会の報告となります。

○議長（小玉博崇君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

続いて、中空知衛生施設組合議会の報告を樋坂里子議員よりお願いいたします。

〔9番 樋坂里子議員登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長の指示がございましたので、中空知衛生施設組合議会の開催についてご報告いたします。

令和7年6月25日水曜日、午後2時30分より、滝川市役所議場において、令和7年第1回中空知衛生施設組合議会臨時会が開催されました。

内容については、報告書をご覧ください。

諸般の報告について。

当組合議会副議長で、赤平市選出の伊藤議員及び芦別市選出の松尾議員から、それぞれ辞職の願い出があり、地方自治法第126条の規定により許可した旨の報告がありました。

また、両議員の辞職に伴い、組規約第6条第2項の規定に基づき、赤平市から木村恵議員、芦別市から藤田悠介議員が、それぞれ組合議会議員として選出された旨の報告がありました。

続きまして、報告第1号、専決処分について。中空知衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、フルタイム会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の支給率の改正で、令和6年の人事院勧告に係る国家公務員の給与改定に関する取扱いに準じ、準用している滝川市の一般職の職員の給与に関する条例が改められたことから、字句を改めるもので、報告のとおり承認されました。

選挙第1号、副議長の選挙について。議員の辞職に伴い副議長が欠員となっていることから、規約第7条の規定により選挙を行ったものです。選挙は、議長による指名推薦で行われ、赤平市議会選出の木村恵議員が副議長に当選されました。

議案第1号、副組合長の選任について。副組合長の任期が、令和7年6月26日で満了となるため、選任の同意を求めるもので、滝川市副市長の中島純一氏が再任されました。

なお、議案等関係書類は、規定に沿って議員図書館の方に保管しておりますので、お目通しください。以上で報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

続いて、空知中部広域連合議会の報告を三師優美議員よりお願いいたします。

〔4番 三師優美議員登壇〕

○4番（三師優美君） 議長のお許しをいただきましたので、去る令和7年8月26日に招

集されました令和7年度空知中部広域連合議会第2回定例会の報告をさせていただきます。

上程されました認定4件、議案8件は、すべて可決されております。

会議に先立ち、議席の指定がございました。歌志内市より川野敏夫議員、上砂川町より伊藤充章議員の選出があり、議席の指定が行われました。

では、内容の説明をいたします。

認定第1号、令和6年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてです。歳入総額8,279万218円、歳出総額8,162万9,896円、実質収支116万322円の黒字決算となっております。

認定第2号、令和6年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額31億1,832万2,488円、歳出総額31億1,748万4,721円、実質収支83万7,767円の黒字決算でありました。

認定第3号、令和6年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額27億2,902万89円、歳出総額27億1,181万982円、実質収支1,720万9,107円の黒字決算となっております。

認定第4号、令和6年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額648万6,976円、歳出総額632万2,426円、実質収支16万4,550円の黒字決算でありました。

認定4件につきましては、それぞれが黒字決算となっており、健全財政が維持されておりましたので、すべて認定となっております。

続きまして、議案第1号から議案第4号までは、令和7年度の各会計に関する補正予算でありました。

主な補正内容は、令和6年度の決算に伴う繰越金の補正や交付金等の確定に伴う補正でありました。

議案第1号、令和7年度空知中部広域連合一般会計補正予算第1号では、101万7千円を追加。

議案第2号、令和7年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算第1号では、2,703万6千円を追加。

議案第3号、令和7年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算第1号は、1,720万9千円を追加。

議案第4号、令和7年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算第1号では、財政の調整が行われました。

続きまして、議案第5号、空知中部広域連合議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例。当該条例の表番号等のずれが生じたことに伴う改正であり、こちらも、原案可決されております。

議案第6号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

議案第7号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

議案第8号、北海道市町村総合事務組合理約の変更については、いずれの議案も江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴う規約の変更であり、いずれも可決されております。

なお、議案等につきましては、所定の棚に保管してありますので、後ほどお目通しください。以上で報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、6番の議員研修報告を行います。

はじめに、三師優美議員より報告をお願いいたします。

〔4番 三師優美議員登壇〕

○4番（三師優美君） 議長のお許しをいただきましたので、去る7月8日に札幌コンベンションセンターで開催されました令和7年度北海道町村議会議長会議員研修会について報告させていただきます。

今回の研修の目的は、人口減少や地域間格差などの課題に対し、持続可能な社会を築くための方向性を示す骨太の方針2025。その中でも地方創生2.0は、人口減少の現実を受け止めた上で、地域が自らの強みを生かしていくものになっており、研修を通して新たな視点や解決の一つとなることを目的とするものでありました。

受講者数は約1,700名で、講師には、西南学院大学法学部教授の勢一智子先生、そして、人口戦略会議副議長の増田寛也先生にご講演をいただきました。

まず、勢一先生のご講演では、主に議員の多様化に焦点を当てたお話がありました。その中で特に印象的だった内容が2点ございますので、紹介させていただきます。

一つ目は、先生が担当する行政法ゼミの学生たちとのやり取りです。

多くの学生が将来の職業として自治体職員を志望する一方で、議員を志望する学生は、ほとんどいないというお話でした。私自身もそうでしたが、議員になるということを将来の選択肢として考えたことがない場合が多いという現状が改めて浮き彫りになりました。

二つ目は、ジェンダーバイアス、アンコンシャスバイアスについてのお話です。

皆さんも、ぜひ次の二つのセリフを聞いてイメージしてみてください。

一つ目です。子どもが体調を崩したので有給を取りたいです。

二つ目です。わが社の経営方針を発表します。

この二つのセリフを聞いて、皆さんはそれぞれ男性と女性の声どちらをイメージしましたか。無意識に前者は女性、後者は男性のイメージをしがちですが、これは男女の立場や役割に性別に関する無意識の思い込みや偏見が伴うアンコンシャスバイアスに縛られている可能性があるということです。

先生は、こうしたジェンダーバイアスが、女性の政治参加を阻害する一因となっていると指摘されておりました。

実際のところ、日本のジェンダーギャップ指数は148か国中118位と低いのが現状です。この課題を解決するためには、女性や若者、育児、介護従事者も参加しやすい議会運営の転換、そして、議会運営にデジタル技術を取り入れ、参加のハードルを下げることの重要性について、具体的な事例を交えながらご説明いただきました。

次に、増田先生のご講演では、人口減少社会における地方の課題とその対策について、より実践的な視点からのお話がありました。

特に印象的だったのは、地方自治体の業務における人材不足の深刻化です。職員の業務過多や専門職の採用難が進む中で、定型業務へのAIやデジタル技術の活用が業務改善の一手段として示されました。

また、複数の市町や国との連携を強化する地域連携の重要性や、テレワーク、リモート

ワークといった柔軟な働き方を推進し、地域外からも人材を呼び込む新たな仕組みづくりについても、具体的な取組が紹介されました。

今回の研修を通じて、人口減少が進む中で地域の強みを生かし、持続可能性を確保していくためには、議会が多様な住民の声を反映できる地域社会の鑑となることが不可欠であると改めて認識しました。

アンコンシャスバイアスという視点を得たことで、無意識に凝り固まっている考え方を見直し、多様な人材が議会に参画しやすい環境をどう作っていくかという点が、今後の私たちの活動にとって重要だと強く感じています。

この研修で得た学びを生かし、今後の議会活動においては、誰もが政治にアクセスしやすい環境づくりや、地域課題の解決に向けた柔軟な発想での議論を積極的に進めていきたいと考えております。

以上で、議員研修報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小玉博崇君） 続いて、大島光敬議員より報告をお願いいたします。

〔5番 大島光敬議員登壇〕

○5番（大島光敬君） 議長のお許しをいただきましたので、去る令和7年7月16日に妹背牛町にて行われました空知町村議会議長会議員研修会について、ご報告させていただきます。

受講者の人数は約160人で行われました。研修の目的、主催者の狙いなどについてですが、地域住民の代表である議会議員の資質向上を目的とし、多くの町において、人口減少、高齢化は急を要する地域課題であるという認識で行われました。特に小売業で、地方部への可能性を見出してきた経緯などについて学ぶことで、今後の有効的な議会活動等に活かしていくことを目的としております。

講義の内容でございます。

講師として、株式会社ダイゼン、代表取締役社長、柴田貢氏。みずほ銀行旭川支店長、杉山真司氏。みずほ銀行旭川支店渉外課、結城郁哉氏の3名からのご講演で行われました。

柴田貢氏からは、DZマート地方部出店への取組について。みずほ銀行のお二方からは、公設民営スーパー等ライドシェア事業を含むことの展開についてのご講演をいただきました。

DZマートは、店舗2名体制で成立する日本一オペレーションコストの低いスーパーマーケットである。店舗作業分析表を作成して、更なる業務改善を図り、少人数での店舗運営を目指しているとのことでした。今後は地域に根ざしたサービス展開と持続的な成長を目指し、公設民営方式も視野に事業拡大を図るとのことでした。

また、みずほ銀行様からは、公設民営方式の紹介があり、近年、道内外の過疎地域における公設民営方式でのスーパーマーケットの出店が多数あり、その事例の紹介が行われました。また、その他にスーパーマーケットだけではなく、ドラッグストアの公設民営方式の出店事例もご紹介いただきました。

みずほ銀行としては、今後、DZマート様、自治体、ライドシェア事業者様と引き合わせ、地域の公共交通問題と買い物難民問題を一举にアプローチ可能とすることを考えているとのことでした。

受講の効果として、公設民営方式での企業誘致の事例や買い物難民問題、公共交通機関

の問題を解消する方策の一つとして様々な事例があり、今後本町としても、同様な深刻な問題に直面した際の参考となる内容でございました。

受講を終えてですが、スーパーマーケットが民間業者による従来の成立が困難になった際、自治体として、生活インフラとして認識した場合には、公設民営方式でのスーパーマーケット運営を目指すことも検討すべき内容と理解させていただきました。

その際には、施設内に公共の交流スペースの設置や災害時の避難場所、昨今のような猛暑時のクーリングシェルターの役割を担うなど、双方がメリットある形をとって出店を計画することが重要と考えます。

自治体の施設と民間施設を併設することで、出店費用や建築費の削減が図られるので、店舗はついで買いを狙えることから、人口が急速に減少しつつある北海道において、特に小売業界においては、今後増えると考えられる事例として認識しておくべきと感じております。

以上で、議員研修報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 続いて、深瀬美奈子議員より報告を願います。

〔3番 深瀬美奈子議員登壇〕

○3番（深瀬美奈子君） 議長からのお許しをいただきましたので、令和7年8月19日に行われました北海道町村議会議長会議会広報研修会の議員研修報告をさせていただきます。

研修地は、ホテルポールスター札幌2階研修室で、受講の人数は541名でした。

研修の目的は、議会活動の見える化を通じて、住民との信頼関係を築き、住民にとって身近で存在感のある議会を実現するために必要になる議会広報の基本的な編集スキルや、情報共有のあり方を学ぶことです。

講義の内容について。

議会の見える化と住民との信頼を築く議会広報の基本と編集について、議会広報サポーター、芳野正明氏に講演をいただきました。

前段では、議会報の基本を整理し、議会広報が住民の方に読まれているか。信頼関係の構築につながっているかを検証しました。議会は、メディア的性格を持ち、政策情報の公開、共有によって住民を自治の担い手に育てる役割があるという解説がございました。

また、議会の機能として、議案審議内容の公開、住民意見の代弁、執行機関の監視、政策提言機能、多様な意見の集約、議員の賛否態度の公開が強調されました。

午後は、事例を交え議会だよりの速報性やレイアウト、見出しの工夫、写真のメッセージ性、読者の目線に立った構成の必要性について学びました。

今回の受講を得て、議会広報は単なる報告ではなく、政策情報を住民の方に共有することで自治意識を高める役割を担うことを再認識しました。

文字の大きさや言葉の分かりやすさ、図や写真の活用など、読者目線を重視した編集が重要であると理解いたしました。

広聴と広報を両輪とし、住民参加と信頼の確立へつなげる必要性を改めて感じました。

受講を終えて、議会だよりの発行にあたり、編集方針を持つことの重要性を強く認識し、速報性の向上や読者の関心を引く見出し、写真の工夫を意識し、単なる事務的報告ではなく、政策情報として住民の方に届く議会広報を目指していきたいと思っております。

以上で、議員研修の報告とさせていただきます。

- 議長（小玉博崇君） 以上で、議員研修報告を終わります。
以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎委員会への付託の報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第5、委員会への付託の報告を行います。
陳情等の委員会付託について、私から報告いたします。
本日までに受領した陳情等につきましては、お手元に配付した陳情等文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたので報告いたします。

◎行政報告

- 議長（小玉博崇君） 日程第6、行政報告を行います。
町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

- 町長（谷口秀樹君） 改めておはようございます。議長からお許しをいただきましたので、令和7年第2回議会定例会以降における行政報告を申し上げます。

まずはじめに、総務課関係から申し上げます。

開町記念式並びに追悼式でございます。

6月20日、総合健康福祉センターにおいて、開町135年記念式典並びに戦没者・開拓物故功労者・消防殉職者追悼式を執り行いました。

町議会議員、団体長、行政委員などの町内関係者をはじめ、奈良県から福谷副知事、県議会議員、母村十津川村から玉置村長、温井村議会議員、村議会議員、村の教育委員など、町内外から総勢175人のご列席をいただき、厳粛かつ盛会裡に式典を執行いたしました。

また、米寿の慶節を迎え、60年以上本町にお住まいの方に感謝状を贈呈するとともに、高額寄附をされた方々をご列席の皆さまにご紹介申し上げます。

次に、下段の十津川村水害慰霊祭でございます。

8月20日、十津川村水害慰霊祭が十津川村住民ホールにおいて開催され、小玉町議会議長とともに参列し、母村十津川村との絆を改めて再確認するとともに、被害にあわれたご尊霊の安らかなるご冥福をお祈りいたしました。

次に、2ページでございます。

役場ロビーコンサート。

役場ロビーにおいて、8月12日に新十津川中学校吹奏楽部によるアンサンブルコンサートを開催し、町民の方約50人が美しい音色を鑑賞いたしました。

次に、まちづくり懇談会。

町民の皆さんと直接、意見交換をさせていただき、まちづくり懇談会は、5月19日から7月15日までに9団体、延べ170人の方々と懇談を行いました。

7月2日に役場大会議室で開催した青年世代を対象とした懇談会では、7人参加のうち、3人がパソコンなどのWEBによりご参加をいただきました。

下段でございます。

総合防災訓練。

8月24日に農村環境改善センターみらいえ及び北中央公園で、3年に1度の総合防災訓

練を実施いたしました。消防はしご車搭乗体験、降雨体験、防災講話、災害時のドローン救援物資輸送デモフライト、自衛隊による炊き出しカレーの試食などを実施し、町民の方約250人が参加いたしました。

次に、住民課関係でございます。

人口動態です。

8月31日現在の人口動態は、人口が6,165人で、前年同期と比べ88人、1.4パーセント減少し、世帯数は2,948戸で、前年同期と比べ29世帯の減となりました。

65歳以上の高齢者数をみますと、2,454人と前年同期と比べ4人減少し、高齢化率は39.8パーセントで、前年同期と比べ0.5ポイントの増となりました。

また、6月1日から8月31日までの間の出生数は、14人でした。

次のページをお開きください。4ページです、下段。

資源回収でございます。次の5ページの所からです。

ごみ減量大作戦の一環として、6月19日に新十津川小学校4年生を対象に資源ごみ学習会を開催し、紙ごみを資源ごみとして分別することを学ぶとともに、家庭でも紙ごみを保管できるストックボックスの製作を行い、ごみの減量に関する啓発を行いました。

次に、環境衛生・塵芥処理です。下段4行目でございます。

一般廃棄物の処理状況は、4月1日から7月31日までで、可燃ごみ311トン、不燃ごみ24トン、生ごみ99トン、粗大ごみ60トン、資源ごみ113トンで、前年同期と比べ増加しているところです。

次に、公営住宅さくら団地の入居開始。

建替工事を行ってまいりました公営住宅さくら団地の第1期分2棟10戸が完成し、8月1日から入居が始まり、旧さくら団地からの転居が8世帯、一般募集が2世帯の合計10世帯が9月30日までの間に入居されます。

次に、町税等でございます。

8月31日現在における町税等の現年度分の調定状況は、個人町民税は3億6,887万3,485円で、前年同期と比べ67.79パーセント、金額にして1億4,903万3,913円の増加となりました。これは主に、農業所得の増によるものでございます。

次のページをお開きください。下から4行目でございます。

国民健康保険税でございます。

国民健康保険税は1億6,645万9,400円で、前年同期と比べ52.15パーセント、金額にして5,705万5,400円の増加となりました。こちらも主に農業所得の増によるものでございます。

次に、保健福祉課関係でございます。

最初に新十津川長寿を祝う会。

8月28日、農村環境改善センターみらいえにおきまして、満76歳及び80歳以上の1,122人のうち174人が参加し、長寿を祝う会を開催いたしました。

なお、本年の慶祝者は、百歳4人、白寿10人、米寿76人、喜寿112人の計202人でした。

次に、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当でございます。

8月31日現在の児童手当の受給者数は380人ということになっておりまして、昨年4月から高校生が対象となりましたことから対象児童数が増えているということでございます。

次に、7ページ、放課後児童クラブでございます。

6月1日から8月31日までににおける放課後児童クラブの利用状況は、開館日数が73日、延べ利用者数は2,129人で、前年同期と比べ348人の増加、1日平均利用者数は約29.2人で、前年同期と比べ4.5人の増加となりました。6月1日現在の登録児童数は64人となっております。

次に、子育て支援センターでございます。次のページ、8ページ上段でございます。

生後6か月から5歳までの未就園児を一時的に預かる、ちょっとステイを、子育てボランティアだっこの会の協力を得て、12回の申込みで10回、10件の利用がありました。

次に、9ページでございます。

高齢者等の町単独福祉サービス、下から3行目でございます。

在宅高齢者等生活支援機器購入費助成事業につきましては、8月31日現在の助成金交付決定者数は、今年度から追加した補聴器で3人となっております。

次に、10ページをお開きください。

健康診査関係でございます。

健康診査関係事業における今年度7月31日までの受診者数は、概ね減少傾向にございます。これはどういうことかと申しますと、今までお願いしていた事業者が規模縮小等により受けていただけなくなりまして、新たな事業者に変わったということによりまして、平日のみの実施、それと実施の時間の減少、健診項目の変更があったことが要因でございます。

次に、11ページでございます。

食育推進事業。

6月13日から6月30日までの間、町内のスーパー1店舗において、食生活改善推進員と連携を図り、減塩食品コーナーを設置しました。減塩食品の展示や減塩レシピを配布し、食生活改善の普及啓発を行ったところでございます。

また、7月5日に、親子クッキング教室を開催し、親子15世帯37人が参加しました。

続いて、12ページ、産業振興課関係でございます。

下段の営農振興対策協議会でございます。下から3行目でございます。

猛暑の影響により水稻の生育が早まっていることを受け、例年より10日程度早い8月21日に、町内4会場で適期刈取現地判定会を開催いたしました。農業者は、持参した収穫間近の稲により刈取り時期の判定を受けたところでございます。

初出荷が終わりましたので、その中で話をお伺いしますと、今年は質、量とも平年並みということの話を伺っております。

次に、13ページでございます。

新規就農者でございます。

8月6日に新規就農者の方々を対象とした激励会がJAピンネで開催され、後継者として就農した3戸3人を激励したところでございます。

次に、有害鳥獣駆除対策事業です。

有害鳥獣駆除対策事業における8月31日現在の駆除実績につきましては、エゾシカが358頭、内訳は銃による駆除が196頭、くくり罠による駆除が162頭となっております。アライグマにつきましては140頭で、出産期であり個体数の増加を効率的に防ぐとされる3

月から6月までの重点捕獲期間の捕獲数は74頭でした。なお、本年度も北海道立総合研究機構による捕獲研究として、総進地区では4月からアライグマにGPS装置を装着し行動調査を行っております。

次に、ヒグマ対策です。

8月31日現在、ヒグマの目撃状況は4件となっております。捕獲実績につきましては2頭となっております。

次に、14ページをお開きください。

企業への支援でございます。

中小企業者応援事業は、8月31日までに店舗等の修繕、模様替え6件、店舗等の新設1件、商工業の活性化で2件、知識及び技術の習得1件、事業の承継に係る取組1件の申請があり、申請額の合計は498万円となっております。

企業振興促進事業は、8月31日現在、申請が新規2件、申請額の合計は1,460万円となっております。

また、固定資産税の免除につきましては、15事業者で、免除した税額の合計は908万5,900円となっております。

次に、中段、プレミアムポイント事業でございます。

ポイントカード会が実施する、現金5,000円でとくとっぷポイント1万円を取得できるプレミアムポイント販売を支援いたしました。

7月1日から7月7日までと、8月28日から8月30日までの期間で、全部で5,308万ポイントを販売したところでございます。

次に、15ページでございます。

重ね捺しスタンプラリーです。

町内5施設に設置したスタンプを重ね捺して完成させるイラストの写真をアップロードすると抽選で景品が当たる、重ね捺しスタンプラリーを6月から実施しておりまして、各施設に配置した台紙1,000枚以上が配布され8月末時点で62件の応募がありました。

都市と農村の交流です。

しんとつかわで心呼吸。推進協議会では、5月から7月までの間において、道外の修学旅行の高校生3校76人を農業体験で受け入れました。

次に、奈良県、十津川村及び新十津川町による連携協定でございます。

7月27日に開催された、第37回としんとつかわふるさとまつりに十津川村から参加していただき、十津川村のアイスクリームに本町産のフルーツをトッピングしたコラボ商品を販売しました。

8月16日には、十津川村で開催された夏まつり、昴の郷ふれあい物語に出店し、とうもろこし、ミニトマトを販売したところです。

また、奈良市にあります奈良県のアンテナショップ、奈良のうまいものプラザや、東京都にあります、奈良まほろば館において本町産メロンの販売やPRにご協力いただいたところでございます。

次に、建設課関係でございます。

下段の安心すまいる助成事業でございます。

安心すまいる助成事業は、8月31日現在で92件の申請があり、費用概算額で1億1,066

万402円、助成予定額で2,021万7千円でございます。

次のページ、上から2行目でございます。

また、住宅の耐震化を図るための住宅耐震化等助成事業につきましては、8月31日現在で10件の申請があり、費用概算額は1,527万463円、助成予定額は279万3千円でございます。

以上をもちまして、令和7年第2回定例会以降におけます行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（小玉博崇君） 日程第7、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） 議長のお許しをいただきましたので、令和7年第2回定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

最初に教育委員会関係であります、3回の教育委員会定例会を開催しております。

6月25日の報告第26号の奨学金の収納状況についてですが、令和7年度分償還件数は31件で、償還額808万7,520円の償還を予定しており、6月1日現在で66万9,720円が償還済みとなっております。なお、令和6年度分までの未償還者はなく、貸付者には計画どおり償還していただいている状況にあります。

7月28日の報告第29号の令和7年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者認定についてですが、6月1日付で準要保護世帯1世帯、児童生徒2人を追加認定した旨、報告いたしました。

8月25日の報告第32号では、令和7年度全国学力・学習状況調査結果について報告いたしました。今年度は、4月17日に小学6年生が国語、算数、理科の3教科、中学3年生が国語、数学を実施し、理科につきましては、4月16日にオンラインで実施いたしました。正答率及び正答数で、小学生は、全道、全国を3教科とも上回り、中学生は、全国、全道を下回る結果となりました。

また、小、中学生とも、普段、月曜日から金曜日1日当たり1時間以上勉強する児童生徒が、中学校では、全道、全国より低い状況にあります。調査結果を踏まえ、25日の教育委員会定例会開会前に、教育委員の中学校臨時学校視察を行い、3年生の国語、数学、理科の教科を必須とする2年生と3年生の授業確認を行うとともに、今後の改善策を協議し、教職員に対しては、生徒が理解できる授業改善に努めること。

また、生徒に対しては、1つ目として、学習時間、ネット利用時間、就寝時間を毎日記録する生活調査を行い、学習、生活習慣を改善する。

2つ目として、中学生は、生徒自身の自主的な学習を理想とするところですが、当面は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科に宿題を出し、学習習慣の定着を図る。

3つ目として、テスト期間の放課後学習を実施するとともに、3年生の希望者はテスト期間以外でも放課後学習を実施し、基礎学力の定着と学習意欲の向上を図ることとし、中学校におきましては、今年度の調査結果と今後の取組を8月29日発行の新中便りで保護者

に連絡いたしました。

次に、視察研修で、7月6日と7日に教育振興会の事業として、新小、新中の教頭と教育委員会事務局長、学校教育グループ長の4人が小中一貫教育先進地の令和4年4月に開校した帯広市立大空学園義務教育学校と、令和10年度に施設分離型義務教育学校開設を予定している池田町立池田小学校を視察いたしました。

小中学校関係で夏季休業ですが、7月19日から8月17日までの30日間休業し、教職員の働き方改革のため8月13日から15日までの3日間、小中学校を学校閉庁日といたしました。

2ページをお開き願います。

小学校ですが、8月28日に4年生が、北広島市の北海道ボールパークFビレッジに建設した株式会社クボタアグリフロントを見学し、食と農業の魅力や可能性について学習いたしました。その後、エスコンフィールドを見学いたしました。

9月2日に1日防災学校を行いました。全校児童の地震を想定した避難訓練と学年ごとの学習を行い、町災害対策事務局職員と滝川地区広域消防事務組合新十津川支署職員により、5年生は避難所設営体験として、段ボールベットと非常用トイレの作り方、使い方を学び、6年生は煙体験や消火器の使い方など消防体験をいたしました。

中学校ですが、9月6日に学校祭を開催いたしました。昨年までは2日間の開催でしたが、今年度から効率化を図るため1日開催となりました。学年創作、学祭旗、モザイクアートなど、皆で協力し、団結する学校祭となりました。また、当日まで練習を重ねた合唱を学年クラスごとに来校者に披露いたしました。

次に、中体連等の大会結果ですが、部活動では、卓球男子個人1人が空知大会を勝ち上がり、恵庭市で開催された全道大会に出場いたしました。また、剣道につきましては、9ページに記載していますが、新十津川尚武会で出場し、女子団体と個人3人が苫小牧市で開催された全道大会に出場し、団体が準優勝、個人は島宗和花さんが3位となりました。

学校教育関係で、学力向上の取組として、夏休み中の学習サポートやまびこを退職教員などのご協力いただき、ゆめりあを会場に7月29日から31日までの3日間実施し、小学生202人が参加いたしました。

次に、農業高校関係で4ページをお開きいただき、6月21日に札幌市の大通公園で開催された、花フェスタ2025札幌第16回北海道農業高校生ガーデニングコンテストで、スタンダード部門で新十津川農業高校Aチームが昨年に引き続き準大賞を、コンパクト部門でBチームが奨励賞を受賞いたしました。

学校給食センター関係で、今年も株式会社マツオ様よりラムジンギスカン170キログラムのご寄贈を頂き、7月8日に新十津川町、雨竜町の小中学校など937食を提供いたしました。

また、15日には、今年1月に開催された北海道学校給食コンクールで最優秀賞を受賞した献立のナストマライスと白菜サラダ、それと新十津川町、雨竜町産メロンを学校給食で提供いたしました。

社会教育関係ですが、6ページをお開きいただき、女性団体連絡協議会ですが、8月27日に視察研修を行い、会員27人が今年7月25日にリニューアルオープンいたしました道庁赤レンガ庁舎を見学いたしました。

獅子神楽保存会ですが、9月4日に新十津川神社例大祭で各行政区及び神社、役場前な

ど町内各地で勇壮な獅子と踊り手の舞を披露いたしました。

また、新小特別クラブ児童14人も神社と役場前で、日頃、学校で練習している獅子神楽を披露し、大勢の町民から温かい拍手をいただきました。

母村交流事業ですが、7月22日から25日まで、中学1年生13人と引率は新小校長の鈴木団長と教育委員会職員3人の計17人が訪問いたしました。水害慰霊碑で犠牲者への献花や町民憲章を朗唱し、母村の1、2年生との学校紹介や、武蔵踊り保存会の方にご指導いただき一緒に盆おどりを踊り交流いたしました。

また、25日は奈良県庁に出向き、新十津川物語の主人公であるフキの像の前で写真を撮り、母県とのつながりを学びました。

開拓記念館ですが、6月20日の開町記念式の日から8月17日まで、新十津川の史跡、石碑のある場所を紹介する特別展を開催いたしました。

スポーツ大会、教室、イベントですが、7月4日にゆめりあホール25周年記念事業として、歌手でシンガーソングライターの澤田知可子さんのうたぐすりコンサートを行い、215人が鑑賞いたしました。

夏の甲子園予選を終えた、北海道から沖縄県まで全国の高校3年生64人を対象にした、一般社団法人ジャパン・ベースボール・イノベーション主催のL I G Aサマーキャンプin北海道が8月4日から11日までの間で行われ、4日から6日までは栗山町民球場と岩見沢市栗沢球場で、7日から10日までは本町のピンネスタジアムで、最終日の11日はエスコンフィールドで、リーグ戦やプレーオフ・ファイナルの試合が行われました。

8月8日から12日までの間、日本スポーツ少年団同時交流ドイツ派遣団員6人の受入を今年度は空知管内で行い、本町では8日から10日まで滞在し、9日は武道場で剣道体験を行ったあと、文化伝習館で染色体験を行いました。翌日の10日は新小体育館でバスケットボール少年団と交流いたしました。

8ページをお開きいただき、9月7日にゆめりあホールで、NHKおかあさんといっしょ宅配便「ファンターネ！小劇場」を2公演行い、合計130組490人の親子が鑑賞いたしました。

10ページをお開きいただき、マラソンですが、8月31日に北海道マラソン2025が札幌市内で行われ、75歳以上の部で、橋本区の小野仁司さん81歳が、制限時間6時間をクリアする5時間30分40秒のタイムで見事完走いたしました。

次に、図書館関係で12ページをお開きいただき、特別事業ですが、7月21日にゆめりあホールで図書館開館30周年記念事業として、俳優の室井滋さんや絵本作家の長谷川義史さんらによる、スーパー絵本カルテット「しげちゃん一座」公演が行われ、341人が鑑賞いたしました。

また、その他で6月23日から9月16日までの工期で、図書館照明器具LED化改修工事が現在行われていますが、館内の照明器具の工事は終了し、館内が明るくなり、来館者の読書環境が充実いたしました。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

ここで、11時30分まで休憩といたします。

（午前11時17分）

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午前11時30分）

◎日程変更

○議長（小玉博崇君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第8、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第9以後を先に審議したいと思います。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第8、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第9以後を先に審議することに決定いたしました。

◎議案35案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第35号、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第35号、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

19ページをお開きください。

提案理由でございます。

社会経済情勢の変化や物価高騰による維持管理費等の増加等を踏まえた使用料及び手数料の見直しその他所要の改正を行うため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

少し提案理由の補足をさせていただきますが、今回の使用料等の改定につきましては、消費税相当額の改定を除けば20年ぶりの改定となります。公共施設の運営費用の一部については、サービスを受ける人、利用する人が使用料として負担を頂きまして、不足分については、税金で賄われているということでございます。

このため、サービスを受けない人、いわゆる利用しない人との税負担のバランスが今後重要になってくるということになります。先ほどの提案理由にもありましたとおり、維持管理費の増加が進む中、サービスを受ける方にも負担増をお願いしたいとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

○総務課長（久保田篤司君） 議長よりご指示いただきましたので、ただいま上程いただきました議案第35号、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

本条例につきましては、社会経済情勢の変化や物価高騰による維持管理経費の増加に伴い、公共施設の使用料及び手数料を改正したいとするもので、令和2年度の消費税等の税率引き上げに伴う改正はございましたが、この度の改正は、行政改革の一環で改正しました平成17年度以降、約20年ぶりとなります大きな改定となります。

最初に、使用料等の改定に当たっての基本的な方針について、ご説明申し上げます。

公共施設の使用料及び手数料は、平成17年から約10年が経過した平成28年3月に基本方針を定め、概ね5年に一度、その適正性を検証することとしてございました。この度、平成28年3月の基本方針を改定しまして検討した結果、物価高騰により、燃料費、労務単価も上昇していることから、受益と負担の公平性、施設の設置目的などを考慮した負担割合に基づき改定したいとするものでございます。

また、公共工事労務単価、北海道最低賃金単価等では、平成17年と比較しまして1.7倍から1.8倍となり、維持管理経費等が増えている状況にあり、維持管理経費のうち、施設ごとの負担割合、利用実績を考慮し、利用者に負担頂きたい分を使用料に反映させますと大きな料金の引き上げとなってしまいますことから、改定の上限は、現行料金の1.5倍以内とさせていただくこととしてございます。

なお、手数料については、特定の方が利用利益等のために証明書等の交付を求めるものであり、原則、交付に必要な事務経費の100パーセントを利用者に負担いただくというのですが、証明書等の発行に必要な経費すべてを手数料に反映させますと、こちらも大きな料金の引き上げとなりますので、使用料同様1.5倍以内での改定上限としてございます。

次に、料金の体系についてでございますが、新しい料金は、使用料で原則100円単位、手数料では50円単位と揃えるようにしてございます。

次に、使用料の基本料金の設定でございますが、町内、町外者の料金設定があるものにつきましては、町外者の料金が基本料金となります。

現行、町内者の料金は、町民の皆さまに、より多く利用していただきたい施設につきましては、町外者料金よりも低い料金、いわゆる町民料金を設定しております。今回の改正におきましても、平成17年度の割引率を踏襲し、町内料金を改定するものでございます。

なお、この割引率につきましては、平成17年からの減からの現行の割引でございまして、ゆめりあで3分の2、スポーツセンターや屋外体育施設などは130分の100、サンウッドパークゴルフ場で70パーセントなどと、施設によって割引率に差はございますが、この割引率を統一した場合に、施設によっては大きく料金が上がることとなりますので、平成17年度の割引率で設定することとしてございます。

一例を挙げてご説明させていただきたいと思っております。

新旧対照表の11ページをご覧ください。中ほどになります。別表、サンウッドパークゴルフ場使用料をご覧ください。と思っております。

そこの一番上、種別、1日券の場合でございますが、現行、右側の欄になります。の

使用料、町民以外の者、高校生以上600円で、施設の維持管理経費を施設の負担区分、個人、専用、1日券、回数券、定期券などの利用区分の割合から算出し、利用者に負担いただきたい負担額は、ここには記載はございませんが3,950円となります。現行の600円の1.5倍では900円でございますので、そのどちらか低い額とし、改定する町外者の高校生以上の料金は900円としたいというものでございます。

次に、町民料金についてご説明申し上げます。

基本料金の町外者料金よりも低い料金となる町民料金を設定してございまして、町民料金の設定につきましては、町外者料金に平成17年の施設等の割引率を乗じ、100円未満を四捨五入し設定することとしてございまして、同じくパークゴルフ場をご覧いただき、町民以外の者、高校生以上の改定料金900円に、現行のパークゴルフ場施設の割引率70パーセントを乗じますと630円となります。その100円未満を四捨五入し、町民料金は600円とするものでございます。

このように、一般、高校生以上の町外料金の1日券、1回券などを基本とし、中学生以下、回数券、シーズン券等は、現行で1日、1回券に割増、割引などにより料金を定めておりまして、それに基づく各施設の現行券種バランスを見ながら、上限は1.5倍以内とし設定してございます。

なお、平成17年度以降も各施設において、区分の見直し、利用促進を目的に減額した経過がある区分は、その考えを踏襲することとしておりまして、先ほどお話ししました令和2年の消費税増税分の引き上げの際には、健康づくりの推進を目的としまして、スポーツセンター、温水プール、パークゴルフ場、ゆめりあ体力増進室、スキー場につきましては、政策的な値下げを実施することとしまして、割引後の町民料金から更に3か月券、回数券は1割減、6か月券、12か月券、シーズン券は2割減としておりまして、この政策的値下げを引き継ぎ、正規料金ではなく、政策的な値下げ後の現行の料金に対して1.5倍の上限としてございますことをお伝え申し上げます。

また、観光的要素が強い物語記念館、文化伝習館、アートの森、公園の占有使用など、現在、町内、町外の区分のない施設については、今回の改正におきまして、同様の考えとして、区分は設けてございません。

また、手数料におきましても、町民、町外者といった区分はなく、一例を挙げてご説明を申し上げます。新旧対照表の8ページ中段をご覧ください。

中段のちょっと上の所になりますが、印鑑登録証明でございまして、右覧の方が現行の手数料でございまして、一件につき400円となっております。利用者に求めたい負担額は、実際の経費、維持管理経費を出しますと671円となりまして、現行の400円の1.5倍では600円となりますことから、低い金額の600円とするものでございます。

このような形で、使用料、手数料につきましては、基本方針に沿っての改正でございまして、主な施設区分についてのご説明とさせていただきますが、このほかに現状の利用方法や他との整合性に鑑み、利用形態などを見直す区分、ここ数年間利用実績がなく、今後も見込みない利用区分については、この度の改正で廃止する区分もございます。

また、使用料の上昇に伴い、利用しやすい区分を設けるなどの改正もございまして、改正内容については、該当施設の際にご説明させていただきます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。1ページをご覧ください。

第1条関係は、税条例の一部改正で、基本方針に基づく督促手数料の改正となります。1.5倍の改正となります。

第2条関係は、都市公園の一部改正で、基本方針に基づく占用使用料の改正となります。

2ページ、第3条関係は、物語記念館の一部改正で、同様に基本方針に基づく入館料の改正で、団体で中学生以下50円引き、高校生以上100円引きとしてございます。

第4条関係は、手数料徴収条例の一部改正でございます。証明書等の交付手数料を基本方針に基づく改正となりますが、地方自治法第228条に基づき、全国的に統一する必要がある事務手数料については、総務省が示す地方公共団体の標準に関する政令に定める標準額に準拠することから、戸籍関連の証明がこれに該当しまして、5ページ中ほどの戸籍の謄本、抄本などは、このような形で改正してございません。

また、9ページ下段から10ページをご覧いただきたいと思いますが、農業経営基盤強化促進法に定める嘱託登記については、同法の改正に伴いまして、令和8年4月より、農業委員会が嘱託登記を受けないこととなるため削るものでございます。そのほかは、別表の単位の表示整理となります。

続いて、10ページをご覧ください。

第5条関係は、墓地の設置及び管理の一部改正でございまして、こちらも基本方針に基づく使用料の改正でございます。

第6条関係は、弥生霊園の設置及び管理の一部改正で、利用者に求めたい負担額が、現行の1.5倍以内となりますことから、利用者に求めたい額としまして、規制墓所で22万円、自由墓所で33万円に改めるものでございます。

第7条関係は、サンウッドパークゴルフ場の一部改正でございまして、第9条第3項は用語の整理で、別表におきましては、基本方針に基づく改正で、先ほど説明したとおりとなりますが、回数券では1日券の10回分、団体券では100円引き、シーズン券では35回分の1.5倍で町外31,500円、町内におきましては、1.5倍上限の18,000円とするものでございます。

また、利用しやすい区分、複数人での利用促進を図ることとして、新たに3か月券、ファミリー券を加え、3か月券では、町民の高校生以上で10,000円、町民以外の者で中学生以下で10,400円、高校生以上で17,400円とし、ファミリー券では、1日の利用に対し、そっち岳スキー場と同様に、1日券相当額の100分の90の額で100円未満の端数があるときは、これを四捨五入するを加えるもので、12ページになります別表の備考中、第4項を第5項に、第4項に、ファミリー券は、を規定しまして、成人1人以上を含む2人以上5人以下の人数分を一括して購入する場合に適用する。を加えるものでございます。金額にして、団体券と同額となります。

第8条関係では、スポーツセンターの一部改正で、第9条第3項は用語の整理で、別表の1、会場使用料の各アリーナの専用使用、個人使用について、基本方針に基づく改正でございまして、その他の催物に使用する区分につきましては、割り増し規定に改めるものでございます。

15ページ、別表の2、設備使用料では、舞台照明設備、舞台音響設備、映像設備については、機器の老朽化に伴いまして、この規定を削るものでございます。

第9条関係では、そっち岳スキー場の一部改正でございまして、基本方針に基づくリフ

ト使用料の改正でございまして、1.5倍を上限として設定してございますが、16ページ、ファミリー券、団体券の端数処理を規定するものでございます。

16ページ、第10条関係では、総合健康福祉センターの一部改正で、第8条は用語整理で、別表のセンター使用料、1、基本使用料その1では、基本方針に基づく使用料の改正のほか、使用方法を見直し、現状、貸し出しが難しいロビー区分の廃止、隣り合う教養娯楽室、専門部会室を和室として1室での貸し出しとし、これに伴い、備考中第3項を削りまして、第4項を第3項に、第4項に使用のための準備、原状回復に要する時間を使用時間に含めることに規定し、そのほかとしまして、室名で、創作活動室を陶芸室に改めるものでございます。

18ページ、別表の2、基本使用料その2では、コンサートホール名を生きがいホールからゆめりあホールに改め、基本方針に基づく使用料の改正のほか、第1、第2、第3控室を使用等方法等に鑑みまして、同一の控室としての区分とし、また、現状を鑑み、第2練習室を廃止するものでございます。

備考中第2項では、同様のホール名の改正のほか、端数処理を規定し、第5項を第6項に、第5項に使用時間の規定を加えるものでございます。

別表の3、加算使用料の入場使用料の改正では、1.5倍とするものでございます。

別表の4、備品使用料では、基本方針に基づく改正のほか、フルコンサートグランドピアノと同様、練習室ピアノを新たに設定し、1,600円とするものでございます。

別表の5、体力増進器具使用料では、町内者、町外者区分を回数券の枚数の差から料金に差を設けることとしまして、1回券、町外者を400円とし、6回券は1回券の5倍で町内者が1,500円、町外者が2,000円とし、町外者、3か月券は1日券の20倍、6か月券は35倍で、それぞれ8,000円、14,000円とし、町内者は町外料金の上昇率を考慮しまして、それぞれ5,700円、8,600円とするものでございます。

第11条関係では、開拓記念館の一部改正で、基本方針に基づく入館料の改正となります。

20ページ、第12条関係では、ふるさと公園の一部改正で、第7条では用語整理、別表の園地、野外ステージは基本方針に基づく使用料の改正で、21ページ 別表の3、しんとつかわキャンプフィールドでは、オートサイト1区画の繁忙期の3,000円から4,000円に、22ページになります、備考中、第2項第4号では、現状を考慮しまして、繁忙期の終期を8月15日から8月31日に改めるものでございます。

22ページ、第13条関係では、ふるさと公園屋外体育施設の一部改正でございまして、ふるさと公園野球場、ピンネスタジアム、ピンネテニスコート及びサッカーコートの使用料を基本方針に基づく改正でございまして、第9条第3項は用語整理となりまして、基本的には、すべて1.5倍というところから基本料金を出してございますが、各備考でございまして、町内宿泊施設を利用する使用料に関しましては、端数処理を規定するものでございます。

26ページ、第14条関係では、文化伝習館の一部改正で、基本方針に沿った使用料の改正のほか、利用状況等を鑑みまして、入館料を廃止するものでございます。

27ページ、第15条関係では、農村環境改善センターの一部改正で、利用料金の改正で、基本方針に沿った改正のほか、用語、端数処理の整理、施設開館時間以外での利用料金を別表の備考中、第7項の方で規定するということの改正でございます。

29ページになります。第16条関係では、廃棄物の処理等に関する一部改正でございまして、一般廃棄物処理業の許可等手数料、別表のし尿及び浄化槽汚泥処理手数料を基本方針に基づく改正のほか、単位の表示整理となります。

なお、ごみ処理は広域で処理し、中空知衛生施設組合で統一の手数料としてございますので、関連区分の改定は、今回はございません。

31ページ、第17条関係でございます。吉野地区活性化センターの一部改正で、基本方針に沿った改正のほか、別表の備考中、葬儀等の利用に関する規定については、利用状況等を鑑みまして、削るものでございます。

32ページ、第18条関係では、温水プールの一部改正で、用語整理、基本方針に基づく使用料の改正でございますが、33ページ、別表の2、専用使用の使用料では、現在、町民、町民以外者の専用使用は同額となっておりますが、個人使用同様、町民、町民以外の者を区分し、基本方針に基づき、町外者料金を基本料金とし、町民料金は施設の割引率を適用し、町民の高校生以上は1,200円とするものでございます。

第19条関係では、町立学校の体育館等の開放に係る使用料で、基本方針に基づく改正でございます。

34ページになります。第20条関係では、アートの森彫刻体験交流促進施設の部分でございまして、基本方針に基づく利用料の改正で、団体につきましては、50円引き、100円引きという形をとってございます。

それでは、議案の方にお戻りいただきまして、議案書17ページをご覧くださいまして、中ほどをご覧くださいと思います。

附則でございます。

附則の第1項、施行期日でございますが、周知期間を取る観点から、令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項から第6項は、経過措置規定でございます。

第2項は、この条例の施行日前に使用申請がされている令和8年4月1日以降の使用料、利用料金については、改正後の条例の規定を適用するものです。

第3項は、第4条に規定する手数料徴収条例の規定は、施行日以後に請求を受けるものから適用するものでございます。

第4項は、第16条に規定するし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬について、施行日以後に町が一般廃棄物の処理から適用するものでございます。

第5項は、この条例の施行日前に保有していた有効期間が経過していないサンウッドパークゴルフ場やプールなどの回数券につきましては、令和9年3月31日までの間に限り使用できる旨を規定するものでございます。

第6項は、スポーツセンターの定期券、総合健康福祉センター体力増進室の3か月券、6か月券などは、その使用開始日が条例施行日前の場合は、施行日以後もそのまま使用できる旨を定めるものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第35号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、1時まで休憩といたします。

(午前11時58分)

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

(午後 1 時00分)

◎一般質問

○議長（小玉博崇君） 日程9、一般質問を行います。

一般質問は、配付しています通告表の順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最初に5番、大島光敬議員。登壇の上、発言願います。

[5番 大島光敬議員登壇]

○5番（大島光敬君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、町長に対し、一般質問をさせていただきます。

質問は、米の販売価格高騰についてでございます。

9月に入り、本町でもお米の収穫が始まりました。これから本格的に収穫が行われ、収量、質ともに例年並み、あるいはそれ以上の出来が期待されるところでございます。

このお米につきましては、皆さまもご存知のとおり、昨年から販売価格の高騰が続いております。基幹産業が農業であり、稲作農家の多い本町にとっては、米価の上昇が農家の収入増につながることは望ましいことでございます。

私も、その点については異論はございません。

しかし一方で、消費者の立場から見るとどうでしょうか。昨今の物価高騰により、様々な物やサービスの価格が急上昇しております。国内では今年春、一部地域で店頭価格が前年比2倍を越す高値をつけたとも聞いております。その後、政府の備蓄米の放出や輸入米の流通によって一時の高騰は落ち着きましたが、それでも銘柄米の価格は昨年と比べ高い水準にあります。

参考までに、8月時点で町内スーパーに確認したところ、5キロ入りのななつぼしが3,969円からの販売、ゆめぴりかが4,536円、ふっくりんこが4,347円で販売されておりました。

この銘柄米の町内産については、春先の段階で既存の取引先分を除き、既に完売しており、現在、店舗で販売しているものは、ほかの北海道産の産地だというふうに伺っております。

さらに、北海道の資料によれば、令和2年度を100とした消費者物価指数は、令和7年6月の概況で、総合で113.7、生鮮食品では126.5と大幅に上昇しています。まさに生活を直撃しているような状況ではないでしょうか。

今年、本町では収量や品質に恵まれたとしても、天候不順が指摘される他府県の収穫状況によっては、新米が出回る時期を迎えても価格は高止まりし、大きく下がることは難しいと見込まれます。

ホクレンが決定した2025年産ゆめぴりかの概算金は、玄米60キロ当たり3万円で、前年に比べ1万2,500円の上昇、同じく、ななつぼしも2万9,000円と同様に1万2,500円の引

き上げとなっております。いずれも7割以上の大幅な引き上げです。

そこで、町長にお伺いします。

生産者の視点としては、短期的には販売価格の上昇により収入増となり、望ましい状況ではございます。しかし一方で、中長期的に見れば、米の価格高騰が続けば消費量が減り、国内市場の更なる縮小につながりかねません。収入増は歓迎される一方で、この状況が長引けば消費減退に直結しかねない、そのような声も農家の方々からも危惧する声も伺っております。

また、酒米農家の中には、利益等を考えた結果、日本酒の原料となる酒米の生産を減らし、より高単価で安定的な需要が見込める主食用米への転作を選択する動きも出ているようです。

さらに、農家個人に対して米の購入を希望する消費者が昨年から増えておりますが、農家側も、在庫が十分に確保できなかつたりなど、件数が多く、対応に苦慮しているといったお声もお聞きしました。

こうした現場の声を踏まえ、稲作を基幹産業とする我が町として、町長は、昨今の米価高騰をどのように認識されて、また、懸念すべき点があるとするれば、どのような点だと考えておられるかをお伺いしたいと考えます。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、議長の許しをいただきましたので、5番議員の一般質問のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、5番議員がおっしゃるとおり、現在のお米の販売価格の上昇というものは、生産者の目から見ますと所得向上につながっており、これは大変喜ばしいことであるというふうに認識をしております。近年の肥料や資材価格の高騰が農業経営を今まで圧迫してきた中で、現在の価格は、生産者目線で言えば、ようやく再生産可能な水準に戻ったと捉えております。これにより、設備投資や規模拡大への意欲が高まるものと期待するところでございます。

一方で、5番議員がご懸念されております、これ以上の価格高騰による消費者の米離れにつきましては、私も強く懸念しているところでございます。価格が更に上昇し続けると、お米の消費が減少し、最終的には生産量の減少につながるのではないかとという可能性も否定はできないと思っております。

報道等によりますと、本州方面では令和7年産米の流通が始まったようであり、店頭販売価格は、5キログラム当たり4,000円から5,000円台、高いもので7,000円台のようであります。新十津川町産米が店頭に並ぶときの価格がどの程度になるかというのは分かりませんが、消費者の手に届きやすい価格であって欲しいと願うところでございます。

私といたしましては、今ほど申し上げましたとおりでございますが、米だけに限らず、販売価格というものは需給バランスによって決められていくものだというふうに思っております。米に関し、国におきましては、農林水産省の需要予測と実際の供給量に乖離があったため、お米の増産に舵を切ることを表明いたしました。これにより、需給バランスが改善され、価格が安定していくことが期待されるというふうに考えています。

令和7年産米の収穫が始まり、各JAの概算払金額は、昨年を大きく上回っております。これにより生産者の所得は、収穫量によりますけれども、昨年並み又はそれ以上になるのではないかと見込まれるところでございます。

こうした国の動きや生産者の収入が安定している状況を踏まえますと、5番議員のご質問にあります対策につきましては、現時点では必要な状況にはないというふうに考えておりますが、しかしながら、今後も米の価格動向、消費者の反応には十分注意を払っていかねばならないと考えております。今後もどんな状況にあっても、生産者の皆さんが高品質でおいしいお米を作り続けられるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、5番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 大島光敬議員。

〔5番 大島光敬議員登壇〕

○5番（大島光敬君） ただいま町長からは、生産者の再生産可能な水準への回復を評価するとともに、消費減少の懸念も共有されているとのご答弁をいただいたかと思えます。

今後の米価の動向を注視しつつ、町として、どういう支援を検討していくのが重要になると私は考えております。

今後、特に農家の方々に懸念される部分が生じた際には、稲作を守り、支えるという部分をぜひ取り組んでいただきたいというふうに考えております。

次に2点目、消費者の視点から見た支援についてお伺いしたいというふうに思います。

物価高騰への経済対策として、本町ではプレミアムポイント事業を実施してきましたが、年内で終了となります。今後、更なる物価高騰が予想される中で、追加的な対策が必要ではないかと考えております。

特に主食である米の価格高騰は家計に直撃しており、福祉の観点からも生活困窮者や非課税世帯などへの負担が今年度以降も続くことが懸念されております。少しでもお米の購入に対するハードルを下げることが、いわゆる生活弱者の方への直接的な支援につながるると同時に、ほかの消費活動促進への経済対策の一助にもなりうるはずです。

既に北海道においては、お米、牛乳、子育て応援事業が行われており、子育て世帯を対象にした取組もございました。また、道内の鷹栖町では、令和5年度に住民にお米の引換券5キロ分を配布し、令和7年7月には全町民を対象に、鷹栖町産のななつぼしを1人5キロ配布する事業を実施したとも伺っております。

さらに、全国的にも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、香川県の善通寺市では、高齢者へお米券を、茨城県日立市では、子育て世帯にギフト券を、福井県福井市では、お子さんがいらっしゃる世帯に、お米や購入券を配布するなど、米を活用した支援策が広がっているのも確認されております。

米どころである本町においても、稲作を基幹産業とする町のPRも兼ねて、米価高騰による、特に影響の大きい生活困窮者の方や非課税世帯などへの負担軽減策として、お米券の配布など直接的な支援も検討すべきではないかと考えますが、この点につきまして、町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、5番議員の二つ目のご質問にお答えをしたいと思います。

お米の店頭販売価格の高騰につきましては、消費者の対策が必要ではないかというご質問だと思っておりますけれども、現時点では、お米の店頭販売価格の高騰に特化した新たな対策は考えておりません。

現在の価格は、生産者が安心してお米を作り続けられる再生産可能な水準に戻ったものと認識しております。確かに、価格の数字だけ見れば高騰と感ずるかもしれませんが、主食であるお米が安定して供給していくためには、生産者が安心して生産できる環境を整えることも不可欠であると思っております。

5番議員がおっしゃるとおり、全般的な物価高騰は続いており、これに対しては、本来比例して賃金や所得が向上することが望まれるわけで、そういった流れは実際にはあるものの、物価高騰の痛みの方が実感として大きいのではないかという印象を持っており、家計への影響は無視できません。

この状況に対応するため、町ではこれまでも国の施策と連動しながら、低所得者世帯や生活困窮者への給付金支給など、生活支援策を実施してまいりました。また、今年度は、5番議員がおっしゃるとおり、物価高騰対策としてプレミアムポイント事業を実施しております。これは100パーセントという他ではあまり見られない大きなプロプレミアムの付く1万円で2万円分のポイントが購入できる事業で、消費者の視点では、実質的に物価高騰への支援策として有効に機能しているものと認識をしております。

5番議員のご質問にありますお米券などの配布も家計の直接的な支援策としては有効な手段の一つですが、町としては、より幅広い品目に対応できるプレミアムポイント事業を継続することが、多くの町民の皆さまのご負担軽減になると考えております。

今後、冬季年末にかけて生活費の負担が増える時期を迎えることから、物価高騰対策とともに町の経済活性化という二重の効果期待できる現行のプレミアムポイントの販売を、今予算の限りでございませけれども三度実施したいというふうに考えております。

以上、5番議員の二つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 大畠光敬議員。

○5番（大畠光敬君） 議長のお許しをいただきましたので、再質問をさせていただきます。

私は、物価高騰で特に打撃を受けているのは、先ほども申し上げましたが、低所得者世帯や非課税世帯などの、いわゆる生活弱者と言われる方々ではないかというふうに考えます。今ほどの町長の答弁からは、米価の高騰に特化した新規対策は考えておらず、これまでも低所得者世帯への給付金など生活支援などを実施してきたと。また、プレミアムポイント事業について実質的に物価高騰対策として機能していると認識しており、お米券は有効な手段ではあるが、幅広い品目に対応できるプレミアムポイントの継続の方が有効と考えており、また今後、冬季や年末の負担増に備え、プレミアムポイントの事業を三度実施したいというようなお答えがあったかというふうに思います。

私は、お米券のような現物や指定券のようなそういったものの支給を行えば、確実に生活に直結する支援になるのではないかというふうに考えておりました。

米どころである本町だからこそ、お米を活用した支援は、地域PRにもなるかと考えております。そういった部分でも、町独自の特色ある対策として検討してはどうかというふうに考えております。

再質問といたしましては、町として、お米に特化した対策を低所得者や生活困窮者などへ新たに行わない理由や、また、その検討の余地はないのかというような部分の町長のお考えをお聞きしたいなというふうに考えております。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） それでは5番議員の再質問にお答えしたいというふうに思います。

今ほど生活弱者に対する支援がお米券等々について配布したりとかすると、お米の町の新十津川ということがPRも兼ねてできるのではないかということのご指摘でございました。

今ほどのお米券につきましては、例えば、去年のお米が足りないとか、流通してないとかのことで言うと、お米券っていうのは、現物支給っていうのは、すごく意味のあることだろうなというふうには思っております。

ただ、今年においては、作柄も品質も良いというふうに伺っておりますし、物が少ないということではないので、できればそういった面では経済的な部分で支援をしていくのがbetterかなというふうに考えております。

という意味からすると、今の現行のプレミアムポイント事業を12月末まで実施中なんですけれども、そのまだ予算の部分で購入されてない方もいらっしゃるということなので、そういった方々にも広くPRして購入していただいて、そういったものに活用していただきたいなというふうに思っております。

今後、何か考えることはないのかということなんですけれども、今現在のところは持ち合わせる案はございません。ただ、これは国の交付金、財源があった中でこの事業も進めているということから、国の財政出動がある場合においては、そういったことも活用して経済対策等々も考えていきたいというふうには考えておりますが、これから国の方も総裁選挙だとかいろいろなことでそういった話も出てくるやに思いますので、国の動向も注視しながら、今後の町の経済対策についても考えていきたいなというふうに思っておりますので、そう申し上げまして、5番議員の再質問の答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（小玉博崇君） 大畠光敬議員。

○5番（大畠光敬君） 今ほど町長の方から、国の動向を見てというようなお話もございました。繰り返しにはなるかもしれませんが、私は、やはりこの米どころである本町が、現金給付や、先ほども上がっておりますプレミアムポイント事業とは別に、米を活用した支援を行えば、単なる福祉にとどまらず、町のブランド力向上にもつながると考え、本日質問させていただいたところでございます。

今後ともこういったことは検討課題として考えていただくことをお願いしまして、質問を終えさせていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、大畠光敬議員の一般質問を終わります。

次に、1番、加藤敏晃議員。登壇の上、発言願います。

〔1番 加藤敏晃議員登壇〕

○1番（加藤敏晃君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を行います。

テーマは、米のまち新十津川町が30年先も米のまちであり続けるためにとし、大きく二つの質問をいたします。

通告第一は、農業経営体の耕作面積の拡大について、町長にお伺いします。

高齢化や人口減少により、農業者の減少や、それによる耕作放棄地の拡大が全国的な課題となっていることは、皆さまの共通認識としてあると思います。

当町の農業経営体の数について、経済文教常任委員会の報告資料を見ますと、平成20年度時点では430の農業経営体がありましたが、令和6年度には246まで減少していました。

このような課題に対応するため、町は農業者や関係機関と協議を行い、令和7年3月31日に地域農業経営基盤強化促進計画、通称、地域計画を策定しています。

この計画を確認しますと、現状としては、規模縮小などによって手放す意向のある農地面積よりも、担い手農家が引き受ける意向のある農地面積の方が上回っていますが、手放す意向の農地面積に後継者未定の農業者の耕作面積を含めると、担い手農家が引き受ける意向のある農地面積の方が少なくなることが明記されていました。

また、現状による課題として、新たな受け手の確保や、一戸当たりの耕作可能面積を増加させる必要がある。また、拡大志向ではない担い手農家の所得拡大のため、高収益作物の振興や有機農業への取組を推進することが求められると記載していました。

さらに、2020年の農林業センサスの当町の調査結果を確認しますと、経営耕地規模別面積割合では、既に20ヘクタール以上の農家が全体の農家の50.9パーセントを占めていたほか、個人経営体の年齢別基幹的農業従事者数、つまり個人の農家さんの年齢別の割合では、最も多い年代が60代後半で14.1パーセント、次いで60代前半が13.6パーセントとなっており、50代以降で見ますと、50代以降が占める割合は73.7パーセントとなっていました。

したがって、今から30年後には、現在の農家さんの73.7パーセントは80代後半となり、農家を引退している可能性も高いと考えられます。

農林業センサスの結果も踏まえ、地域計画で述べていた新たな担い手の確保や、一戸当たりの耕作可能面積の増加は、当町が30年後も米のまちであり続けるために大変重要な課題であると考えています。

そこで、通告第一に記載の2点について伺います。

1点目は、耕作面積の拡大のためのスマート農業推進支援事業の継続についてです。

スマート農業は、一戸当たりの耕作面積を増やすために生産性や収益性を高めるための手段であり、当町は平成30年度からスマート農業推進支援事業を実施しています。現在は、自動操舵補助システムや自動運転機能付き機械、いわゆるロボットトラクターなどの導入に係る経費を助成していますが、現在の助成事業は今年度末で終了する予定となっています。地域計画には、目標を達成するために必要な措置として、スマート農業技術、スマート農業機械を普及推進し、地域における担い手不足や耕作面積の増加に対応していく。今後も地域の農業経営に応じた普及推進に努めていくと記載しています。

また、農作業の効率化は、まちづくりの意味での地域の担い手を確保する上でも大切であると考えます。

人は忙しくなればなるほど地域活動や社会貢献などに割く時間は少なくなる傾向にあり

ます。農家の経営規模の拡大が進み、あまりに忙しくなってしまうと地域活動に参加したくてもできない、そんな時間はないという人もいらっしゃると思います。

まちづくりの担い手の確保は、行政にとって重要な課題の一つでもあることから、農業従事者が経営規模を拡大しながらも、地域の担い手、まちづくりの担い手として活躍できるよう、農業の効率化の支援を継続する必要があると思います。

以上のことから、本町の農業の未来のため、スマート農業を推進支援事業は、令和7年度末で終了するのではなく、中小企業応援事業のように期限を設けずに継続的に実施すべきではないでしょうか。町長のお考えを伺います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、1番議員のご質問にお答えしたいと思います。

1番議員がおっしゃるとおり、持続可能な農業を実現し、米のまち新十津川町の未来をつなぐためには、一戸当たりの耕作面積の拡大が不可欠であります。現在246戸ある農家は、15年後の2040年には150戸程度に減少すると予想されております。

この人口減少の中で農地を守り抜くためには、1戸当たりの平均の耕作面積を現在の約18ヘクタールから約30ヘクタールまで拡大していく必要があります。少ない人数で広大な面積を効率的に管理するためには、現在、本町が進めているスマート農業の導入が有効な手段の一つだというふうに考えております。

本町では、これまでもスマート農業の普及を積極的に進めてまいりました。平成30年度からは、次世代農業推進事業としてGPS付き田植機や薬剤散布ドローン、自動操舵補助システムなどの補助を実施し、農家の方々の負担を軽減してまいりました。さらに、令和5年度からは、より高性能な自動運転機能付きトラクター、田植機、コンバインなどを対象としたスマート農業推進支援事業を開始し、更なる大型、大規模化と効率化を後押ししてまいりました。

1番議員のご質問にありますように、スマート農業推進支援事業の継続性につきましては、町もこの事業が、本町の農業の未来を支える上で欠かせないものであると認識しております。今後も持続可能な農業経営に向けた取組を推進していく方針ですが、補助事業を含む今後の支援策につきましては、次年度の予算編成に向けて、農業者の皆さま方からニーズやこれまでの購入、導入効果などを十分に検証し、引き続き国の政策動向も注視しながら、最適な支援策を検討していきたいというふうに考えております。

以上申し上げまして、1番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 加藤敏晃議員。

〔1番 加藤敏晃君登壇〕

○1番（加藤敏晃君） ただいまの答弁により、スマート農業推進支援事業の継続の意向につきまして、次年度の予算編成に向けて検討されるということで理解いたしました。

規模拡大をしない選択をした農家との公平性に留意する必要があるかと思いますが、更なる経営規模の拡大に対応できるように検討していただきたいと思います。

2点目は、農薬散布用ドローンの購入費用の助成の再開について伺います。

現在当町は、新十津川町ドローンプロジェクトやドローンのまちづくりを掲げて取り組

んでいます。このことをより多くの町民の皆さまに浸透させ、町民の皆さまと一緒にドローンのまちづくりを盛り上げていくためには、行政のより多くの分野でドローンのまちづくりを印象付ける戦略的な取組が効果的だと考えています。

このとき、農薬散布用ドローンの購入助成は、農作業の効率化に有効であり、かつドローンのまちづくりをイメージしやすい事業だと思います。また、農家においては、以前町が助成を行っていたときに導入したドローンの更新時期が近づいており、ドローンの助成を再開してほしいという声も実際に届いています。

町全体でドローンのまちづくりの機運を高めていくために、プロジェクトの一環として、農家等を対象にした農薬散布用ドローンの購入費用の助成事業を再度実施してはいかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、1番議員の二つ目のご質問にお答えしたいと思います。

米のまち新十津川町を30年先も守っていくために、先ほどの答弁のとおり、スマート農業の推進というのは大変重要であると認識しております。

1番議員がおっしゃるとおり、農業経営体の耕作面積拡大を後押ししていくことは、まちの未来にとって欠かせない課題であります。

町ではスマート農業の普及を目的としまして、令和元年度から令和4年度にかけて農薬散布用ドローンの導入を支援してまいりました。その結果、補助制度を活用して88台が導入、115戸の農家で活用されており、令和4年度末時点での普及率では41パーセントであります。そのため、作業効率の向上や適切な時期に防除ができるようになったことで、お米の品質向上にもつながっております。

その後、早く導入をしたドローンは、導入から5年以上経過していることから故障も多くなり、ドローン更新に関するお問い合わせも多くなってきているのも、私としては認識しております。

町の補助事業は先に申し上げましたとおり、作業効率の向上や適切な時期の作業のためにドローンを含めたスマート農業機械の新規導入を推進し、その普及を図ることにより、空いた時間を有効に使い農業所得の向上を目的としてまいりました。現在、町内ではドローンを活用した農業が広く浸透し、一定の普及率に達していると考えておりますが、まだ導入されていない方もいらっしゃるのも事実であります。

そのため、現時点においては、更新に対する補助事業の実施は考えておりません。

令和5年度から始まりましたドローンを活用したまちづくり、ドローンプロジェクトの大きなきっかけとなったのは、農業用ドローンの普及率が高かったこと及びそのドローンに対する親和性が高いということであります。また、このプロジェクトを進めてきた中で、町内の農業者からドローンによる防除作業の受発注を受け、ドローンスクールの卒業生がその作業を実施した例もあり、地域内での広がりというものも見え始めてきたものと捉えております。

今後におきましても、町が目指すドローンのまちづくりを更に推進し、農業分野にとどまらないドローンの活用を進めてまいります。

以上申し上げまして、1番議員の二つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 加藤敏晃議員。

○1番（加藤敏晃君） ただいまの答弁について、再質問させていただきたいと思います。

答弁の中では、ドローンの更新に対する補助については現在考えていないとのことでしたが、まだ導入されていない農家に対して、ドローンの導入を支援することについては、どのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷口秀樹君） ただいま1番議員の再質問にお答えしたいというふうに思います。

私の答弁の中で、更新による補助事業はしないということで、裏を返すと、そうじゃない人はするのかということのお話だったというふうに思いますけれども、今現在、そういった先ほどの1番目の質問の答弁にもありまして、これから助成事業全般を見直していくところでございます。そういった中で、ニーズですとかの把握をしながら全般的に考えていきたいというふうに思っております。

以上を申し上げまして、再質問の答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（小玉博崇君） 加藤敏晃議員。

〔1番 加藤敏晃君登壇〕

○1番（加藤敏晃君） ただいまの答弁により、農薬散布用ドローンの購入費用の助成事業につきまして、全体を見直す中で可能性がもしかしたら出てくるかもしれないという認識をさせていただきました。

まちづくりは、町全体で取り組むことですので、町民の皆さまに分かりやすいよう、課ごとの連携や新十津川町のイメージ戦略を意識して取り組んでいただきたいと思います。より多くの町民の皆さまに浸透し、町民の皆さまと一緒に取り組めるようになることが、協働のまちづくりの理想の形かなと思っております。

これで通告第1、農業経営体の耕作面積の拡大についての質問を終わります。

続いて、通告第2、新たな担い手の発掘と育成について、町長に伺います。

冒頭で申し上げたように、地域計画の中では新たな担い手の確保も課題として取り上げています。しかしながら、米づくりへの完全新規の参入は、農地や専門機械を用意するために1,000万円以上の準備資金が必要であったり、そもそも農地を確保できなかつたりするため、非常に難しい状況でございます。

したがって、米農家になるには、米農家に生まれるか、廃業する農家から事業を引き継ぐの二つの方法が現実的と言われております。

教育行政報告にもあったように、現在、当町の小学校や中学校において、クボタアグリフロントという施設の視察研修や、町内のスマート農業について学ぶ機会を設けていますが、新規参入が困難ということは、これらの取組によって、子どもたちがせっかくお米農家になりたいという夢を持ったとしても、その夢を叶えることは非常に困難な状況であるということでもあります。

そこで、通告第2に記載の二点について伺います。

一点目は、新たな担い手の発掘や育成に向けた取組の具体的な内容について伺います。

人口予測を踏まえますと、将来の担い手不足の不安は拭えない状況です。令和4年3月

に発行した第2期新十津川町まちひとしごと創生総合戦略に掲載されている令和38年のまちの推計人口は2,743人です。このとき65歳以上の老年人口は1,407人であるのに対し、15歳から64歳までの生産年齢人口は1,116人という数値がでております。生産年齢人口と14歳以下の子どもの数を足しても、老年人口の方が100人近く多い予想となっていました。

現在の農業者は60代の方が中心ですので、老年人口の中に含まれる方もおり、この老年人口がそのまま担い手ではなくなるというわけではありませんが、30年後の農業経営体の減少は避けられないものと思われまます。

このことから、経営規模の拡大促進と併せて、お米づくりの新規就農が生まれるような仕掛けを検討し、定着させていく必要があります。

後継者の育成についての問題は、直面してからでは対応が間に合わないことから、予測を立てて取り組んでいく必要があると考えます。

農家の子孫に限らず、思いのある人がその農家さんと絆を紡いで、その農家を継承し、町の農地を守り、農業の発展を継続していける状態を目指す必要があると考えております。

地域計画には、ピンネ農業公社が中心となり新規就農者技術修得センターの機能を活用して、新たな担い手の発掘と育成に努めると記載されていますが、具体的にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、1番議員の三つ目のご質問にお答えしたいというふうに思います。

本町では、1番議員がおっしゃるとおり、ピンネ農業公社が中心となり、新たな担い手の発掘と育成に努めております。

ピンネ農業公社の具体的な取組としましては、3つの就農方法それぞれに対して支援策を講じております。

一つ目は、独立して経営を始める独立就農であります。

新規就農を希望される方には、まず、将来の農業者像や意向の確認をしっかりと行った上で、新規就農者技術修得センターを活用して農業技術を学んでいただきます。ここでは、ミニトマト、長ネギ、イチゴなどの園芸作物の栽培実習ができます。稲作につきましては、町内の農家にご協力をいただき、実践的な研修ができる体制を整えております。

研修中や研修後には、国の就農準備資金や経営開始資金、そして、ピンネ農業公社独自の支援事業を活用して、生活費や研修費、営農資金などの経済的な支援も行っております。

二つ目は、経営の引き継ぎを希望する農家から経営を引き継ぐ第三者継承であります。

経営の引き継ぎを希望する農家と新規就農希望者を結びつける第三者継承制度は、農業の担い手不足解消に有効な方法であります。本町では、ピンネ農業公社が窓口となって北海道農業公社と連携し、経営の引き継ぎを希望する農家と新規就農希望者をマッチングする体制を整えております。

しかし、現状では、新規就農希望者への引き継ぎに一定の期間を要することや、第三者に農地を委ねることに抵抗があるなどの理由から、第三者継承制度の積極的な活用は、なかなか進んでいない状況であります。離農や経営転換を考えている農家に対して、選択肢

の一つとしまして、今後も引き続き、積極的な制度の周知と活用の働きかけに取り組んで参りたいと考えております。

三つ目といたしまして、農業法人などに就職する雇用就農であります。

本町の農業法人の多くは、家族経営を法人化した一戸一法人でありまして、雇用の就農の機会は、限りなく限定的であります。

今後、大規模化やスマート農業の普及が進み、効率的で収益性の高い組織経営体が増えていくことで、雇用機会が創出されることを期待しているところでございます。

新規就農希望者の受入れにつきましては、農地の確保が大きな課題となっております。本町の近年の状況では、農業後継者への世代交代が進んでいる状況にあり、離農される方の農地は、地域の後継者世代に積極的に引き継がれ、農地集積が進んでいるため、新規就農希望者に適した農地の確保が困難となっております。

このような厳しい状況ではありますけれども、ピンネ農業公社では、ホームページでの情報発信に加え、北海道農業公社が開催するイベントにも積極的に出展し、希望者と直接交流する機会を設け、将来の新規就農希望者の受け入れに備え、常に接点を持つことを継続して取り組んで参ります。

いつか新十津川町で農業をやりたい。という方が現れたとき、すぐに対応できる環境を整えておくことが重要だと考えておりますので、米のまち新十津川町を次の世代につないでいくため、ピンネ農業公社と共に取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、1番議員の三つ目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 加藤敏晃議員。

〔1番 加藤敏晃議員登壇〕

○1番（加藤敏晃君） ただいまの答弁によりまして、お米づくりの新規就農の具体的な方法と、それに対する支援策について回答いただきました。

希望者が出現したときに備えて、継続して取り組んでいらっしゃるということで、私としても少し安心できたなというところでございます。

米づくりへの完全新規の参入が非常に難しいというお話は、町内の農家さんやJAピンネ職員の皆さまに直接お尋ねしても同様の意見でしたので、私としては、2点目の質問として、米農家の事業承継支援の導入について伺いたいと思います。

先ほどの答弁では、第三者継承に該当する部分でございます。

事業承継による新規参入のハードルを下げることで、新たな担い手を確保しようという考えでございます。

特に、ニホン継業バンクというサービスが、農業に限らず継いでほしい事業者や、継ぎたい人が無料で利用できる事業承継版の空き家バンクであるため、事業規模の小さな事業者でも気軽に利用することができます。

継いでほしい事業者の情報は、自治体ごとの継業バンクホームページに掲載されますが、掲載する際には、継いでほしい事業者の思いとか、お店の歴史ですとか、ストーリーを示す、一緒に載せることができるので、その思いに共感した継ぎたい人を全国から募り、選ぶことができます。ただ引き継ぐだけの継承よりも、心理的ハードルが下がることを期待できるほか、地域の担い手となる移住者の獲得も期待できるところでございます。

国におきましては、令和7年度から事業承継人財等と地域企業のマッチングに係る特別

地方交付税措置が創設されておりまして、この継業バンクの利用経費も対象になっております。

これによって、町の実質的な負担も少なくすることができます。ぜひ、国の事業を有効に活用して、未来の予測を立てて問題解決に取り組んでいきませんか。

また、先ほどの答弁にあったように、新規参入者は条件の良い農地を獲得することが困難と思われることから、条件の不利な農地の基盤整備事業を行う場合には、農家の負担を軽減してはいかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） それでは、1番議員の四つ目のご質問にお答えしたいと思います。

1番議員がおっしゃるとおり、水稻農業に新規就農するハードルを下げするための事業承継支援につきましては、近年の物価高騰も相まって、新規に独立して農業を始めるには、土地、機械、設備などで数千万円の初期投資が必要となり、そのハードルは非常に高くなっております。

このため、離農を考えている農家から経営基盤を引き継ぐ第三者継承制度は、新規就農のハードルを下げる有効な手段の一つであるものと認識しております。

本町では、公益財団法人北海道農業公社担い手本部、北海道農業担い手育成センターが行う第三者農業経営継承の支援を進めております。このセンターでは、各市町村と連携して、経営の引き継ぎを希望する農家と、引き継ぎたい方の情報を集約して一元化し、その情報を基に募集情報の公開や、マッチングの業務を行っているところでございます。

マッチングが成立した後は、引き継ぎを希望する農家の所在市町村が経営継承に向けた支援を行うこととなりますが、この際にも担い手育成センターの就農コーディネーターを始め、中小企業診断士や税理士、農業経営アドバイザーなどの専門家のサポートを受けられる体制が整っております。

1番議員のご質問にありますニホン継業バンクを活用して経営を引き継いでくれる方を募集されているという自治体もあると思いますし、それも一つの策ということで認識はしておりますけれども、本町では引き続き、現在行っている北海道農業担い手育成センターと連携し、第三者経営継承に取り組んで参りたいと考えております。

続いて、新規就農者が行う条件の不利な農地における基盤整備の費用負担軽減についてのご質問でございますが、基盤整備を行うとなった場合には多額の費用がかかる上、工事期間中は作付面積が減るということで、経営が安定しないということとなりまして、新規就農者にとって本当に大きな負担となることが予想されます。

このため、新規就農者が安心して営農するためには、まず、営農技術の習得に専念できるように、できる限り条件の良い農地で農業を始めてもらえるような環境づくりというのが大切であるということをお願い申し上げまして、1番議員の四つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 加藤敏晃議員。

○1番（加藤敏晃君） ただいまの答弁によりまして、本町で行っている新規就農者への基盤整備の支援に対する考えについて理解させていただきました。

経営規模を拡大する農家が増えていったとしても、新規参入する者がいなければ、どうしても終わりが見えてきてしまうものかなと思います。

この問題は、町の総合計画の10年間で取り組めばどうにかなるというものではないと考えております。事業承継という制度が浸透するまでにはかなりの時間がかかると思いますし、大きな問題になる前に予測して対策を打っておくことが大切だと思いますので、引き続き取り組んでいただきたいと思いますなと思っております。

この問題に関しましては、私も引き続き注視してまいる所存であることを申し添え、通告第2、新たな担い手の発掘と育成についての質問を終わります。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（小玉博崇君） 以上で、加藤敏晃議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

ここで、午後2時10分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午後2時10分）

◎議案第36号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第10、議案第36号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第36号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

最近における物価の変動に鑑み、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

○総務課長（久保田篤司君） 議長よりご指示をいただきましたので、ただいま上程いただきました議案第36号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、内容をご説明申し上げます。

この度の改正は、最近における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令に規定されております選挙運動用ビラ、ポスター作成等に係る公費負担限度額が引き上げられましたので、同施行令に準じて単価を定めております本条例について、単価の改正を行いたいとするものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますが、お手元に配付しております新旧対照表35ページをご覧ください。

第8条は、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額で、1枚当たりの作成単価限度額を7円73銭から8円38銭に引き上げるものです。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額で、現行1枚当たり単価541円31銭にポスター掲示場の数を乗じ、これに6万8,900円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額が、ポスター作成単価の上限額となりますが、単価をそれぞれ586円88銭、7万3,400円に改めるものです。

本町における、直近の選挙でのポスター掲示場の数は26か所ですので、1枚当たりに換算しますと、現行3,192円の上限額が3,410円になります。

議案にお戻りいただき、21ページとなります。

附則でございます。

第1項は、施行期日で、公布の日から施行したいとすることを規定しまして、第2項は、経過措置で、この条例の施行の日以後、その期日を告示される新十津川町議会議員又は新十津川町長の選挙から適用するものです。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第36号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第37号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第11、議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

24ページをお開きください。

提案理由でございます。

育児期の柔軟な働き方が実現され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう、育児時間の取得形態における所要の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

○総務課長（久保田篤司君） ただいま上程いただきました議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

この度の条例改正につきましては、人事院勧告に準拠のほか、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得方法を多様化するため所要の改正を行いたいとするものでございます。

改正の概要でございますが、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層容易とするため、部分休業制度の拡充を行うもので、部分育児休業の現行の1日につき、2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき77時間30分を超えない範囲内の形態の取得も選択できるというものとなるものでございます。

それでは、改正条文の説明を申し上げます。

お手元に配付しております新旧対照表にてご説明させていただきます。

新旧対照表37ページをご覧ください。

第18条、部分休業することができない職員の改正は、2時間以内の部分休業の取得から1時間から1日単位まで幅広い取得を可能とするため、当該の規定を削り、用語を整理するものでございます。

第19条、第1号部分休業の承認の改正、第1項では部分休業の多様化に伴い、第19条で規定する部分休業を第1号とし、部分休業の取得時間帯を始め、又は終わりでの取得から、どの時間からでも30分単位での取得を可能とする改正でございます。

第2項では、用語の定義、整理で、38ページ、第3項では、法の改正に伴う用語の整理、定義するものでございます。

第19条の2から第19条の5までは、第2号部分休業について新たに加えるものでございます。

第19条の2、第2号部分休業の承認では、第2号部分休業として、承認は1時間単位とし、ただし、第1号では1日の7時間45分の取得、第2号では、部分休業の残時間数が1時間未満の端数についても取得を可能とするものでございます。

第19条の3、第19条の4、第19条の5は、育児休業法に基づき定めます1年の期間、1年間の育児休業時間、部分休業を申し出た職員が申し出の変更ができる特別な事情につきまして、それぞれ定めるものでございます。

第20条、部分休業をする職員の給与の減額では、育児休業法を引用する用語に改めるものでございます。

40ページになります。

第21条、部分休業の承認の取消事由では、取消事由について、第19条の5に定める第3項変更を規定するものでございます。

次に、議案をご覧いただきたいと思っております。24ページをご覧ください。

中ほどの附則でございますが、第1項では、施行期日で、この条例は、令和7年10月1日から施行したいとするものです。

第2項は、経過措置で、施行日であります令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間について、育児休業時間を定めるものでございます。

以上、職員の育児休業等に関する条例の一部改正の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第37号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第38号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第12、議案第38号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第38号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

26ページをお開き願います。

提案理由でございます。

男女ともに仕事と育児等の柔軟な働き方が実現され、子や各家庭の事情に応じた対応が図られるよう所要の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 久保田篤司君登壇〕

○総務課長（久保田篤司君） 議長よりご指示をいただきましたので、ただいま上程いただきました議案第38号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

この度の条例改正につきましては、議案第37号同様、人事院勧告に準拠のほか、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うもので、職員の育児休業等に関する条例に規定する、妊婦、出産等の申出をした職員等に対する意向確認、措置等について、所要の改正をするものでございます。

それでは、改正条文の説明を申し上げます。

お手元に配付しております新旧対照表41ページをご覧ください。

第15条、介護休暇では、用語定義の整理でございます。

第15条の2の次に、第15条の3、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等、新たに措置する内容などを加えるものでございまして、第1項では、妊娠、出産等を申し出た職員に対し、措置を講じることとし、その措置としまして、第1号では、

仕事と育児との両立に資する制度、措置等を知らせるための措置、42ページになりますが、第2号では、出生時両立支援制度等の請求、申告、申出の意向確認をするための措置、第3号では、子の出生以後の子の心身、家庭の状況等による職業生活、家庭生活の両立の支障等への改善事項の意向を確認するための措置を定めるものでございます。

第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対し、措置を講じるとしまして、その措置として、第1号では、育児期両立支援制度等を知らせるための措置。

第2号では、育児時両立支援制度等の請求等の意向確認をするための措置。

第3号では、3歳に満たない子の心身、家庭の状況等による職業、家庭生活の両立の支障等への改善事項の意向を確認するための措置を定めるものでございます。

第3項では、第1項、第2項の各第3号に規定する意向確認事項の取扱いについて、規定するものでございます。

次に、第15条の3を第15条の4とし、定義した用語に改め、第15条の4を第15条の5に改めるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、26ページ、附則でございます。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、令和7年10月1日から施行し、ただし、第2項の規定は、公布の日から施行したいとするものでございます。

第2項は、経過措置で、この条例の施行日前において、この条例の改正後の第15条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができ、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなすものでございます。

以上、職員の勤務時間、休業等に関する条例の一部改正の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第38号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第39号の提案理由、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第13、議案第39号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第39号、新十津川町税条例の一部改正について。

新十津川町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

29ページをお開き願います。

提案理由でございます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 佐藤武久君登壇〕

○住民課長（佐藤武久君） ただいま上程いただきました議案第39号、新十津川町税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

最初に、このたびの令和7年度税制改正における、町民税に関係する部分の概要についてご説明いたします。

この度の税制改正につきましては、物価上昇局面における税負担の調整、それと、就業調整対策、いわゆる年収の103万円の壁による働き控え対策の観点から行われたものでございまして、町民税に関係するものとしましては、まず1点目、給与所得控除の見直し、2点目、扶養親族等の所得要件の改正、及び3点目、特定親族特別控除の創設ということで、大枠として3点の改正が行われました。

このうち、1点目、給与所得控除の見直しにつきましては、所得割の課税標準となる所得のうち、給与所得を算定する上で、収入から控除する控除額の見直しをするものでございます。

この見直しに関しましては、町税条例で引用する所得税法の規定において、給与所得控除の見直しに関する所要の改正がされておりますので、この見直しに関連する、今回の町税条例の改正はございません。

2点目、扶養親族等の所得要件の改正につきましては、扶養控除の対象となります扶養親族等の所得要件となる額が引き上げられたものでございます。

この改正に関しましても、町税条例で引用する地方税法の規定におきまして、扶養親族等の所得要件の改正に関する所要の改正がされておりますので、この改正に関連する、今回の町税条例の改正はございません。

次に3点目ですが、特定親族特別控除の創設でございます。これまで、19歳以上23歳未満の親族を扶養している方がある場合には、扶養控除として、特定扶養親族控除がございましたが、この控除につきましても、扶養親族の所得要件がありましたことから、大学生などでアルバイトをしている方などが働き控えをする問題が生じておりました。この問題に対しましては、先ほどお話しました2点目の扶養親族等の所得要件の改正で、その所得要件となる額が48万円から58万円へ引き上げられましたが、さらに、58万円を超える場合について、段階的な控除額の減額という形とはなりますが、123万円まで控除を受けられる特定親族特別控除というものが創設されました。

今回の条例改正のうち、町民税に関する規定であります条例の第34条の2、第36条の2、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正内容につきましては、ほぼすべてにおいて、この3点目の特定親族特別控除額の創設に伴う改正となっております。

それでは、順に条例の改正内容をご説明いたします。

改正規定の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表45ページをお開き願います。

第34条の2でございますが、これは所得控除に関する規定でございます。改正内容といたしましては、特定親族特別控除の創設に伴いまして、総所得金額等から所得控除をされ

るものに、特定親族特別控除額を追加するものでございます。

次に、第36条の2第1項ですが、この規定は、町民税の申告に関する規定でございます。規定の内容としましては、第23条第1項第1号に掲げる者、これは、町内に住所を有する個人となりますが、その者は、3月15日までに申告書を町長に提出しなければならないとするものでありまして、ただし書で、前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった一定の方については、46ページに移りまして、下から2行目、については、この限りでないとし、この方については申告書を提出しなくてよいとする規定となっております。

そして、45ページにもう一度お戻りいただいて、そのただし書の中で、45ページの下から3行目となりますが、括弧書で、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で、社会保険料控除額に始まりまして、46ページの下から5行目までにわたって記載されております各種控除額、これらの控除額の控除を受けようとする者をただし書きの中で除くとされております。

この括弧書につきましては、ただし書で、申告書を提出しなくてもよいとするものから除かれているというものでありまして、すなわち、この除かれている方については、申告書を提出しなければならない方となります。

この規定の改正内容でございますが、46ページ、改正案の上から7行目、若しくは以降をご覧ください。

改正内容につきましては、この括弧書の中の受けようとする各種控除額に、特定親族特別控除の創設に伴いまして、特定親族特別控除額を追加するものでございます。

次に、同じ46ページの真ん中より少し下の部分、特定非営利活動促進法、これの次に法令番号を追加するものでございますが、これは、法令等の中で法令等の題名を規定する場合、最初に規定されるものについては、法令番号を付さなければならないこととされておりますが、これまで付されていなかったため追加するものでございます。

次に、47ページをご覧ください。

第36条の3の2第1項ですが、これは、個人の町民税に係る給与所得者の扶養控除等申告書の提出に関する規定でございます。この各号では、当該申告書の記載事項が列記されておりますが、特定親族特別控除の創設に伴い、記載事項に特定親族の氏名を追加することとし、第3号を改正するものでございます。

次に、第36条の3の3でございますが、これは、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養控除等申告書の提出に関する規定でございます。この規定は、先ほどの給与所得者の扶養控除等申告書とは若干異なりまして、公的年金等受給者については、一定の控除対象扶養親族がある場合に、扶養控除等申告書を町長に提出しなければならないとしているものでございます。

48ページをご覧ください。

上から2行目からの改正につきましては、特定親族特別控除の創設に伴いまして、控除対象扶養親族に特定親族を追加するものでございます。

また、この各号では、当該申告書の記載事項が列記されておりますが、特定親族特別控除の創設に伴い、記載事項に特定親族の氏名を追加することとし、第3号を改正するものでございます。

次に、第51条第1項第5号でございますが、これは、先ほど、第36条の2第1項において、特定非営利活動促進法の次に、法令番号を追加しましたので、2回目から規定されるものについては、法令番号が不要となりますことから、法令番号を削除するものでございます。

49ページをご覧ください。

附則16条の2の次に第16条の2の2として追加するものでございます。

規定内容としましては、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する規定でございます。改正の概要としましては、加熱式たばこに係るたばこ税の負担を増とする。増やす課税標準の特例を定めるものでございまして、これは、国の防衛力強化に係る財源確保と、紙巻たばこと加熱式たばこの税負担の差を解消することを目的とするものでございます。

加熱式たばこの課税標準については、紙巻たばこに換算し、算定することとされておりますが、これまでは、加熱式たばこの重量と加熱式たばこの小売価格等により算定しておりました。これが、新しく追加する、49ページ、附則第16条の2の2第1項にありますとおり、令和8年4月1日以後に、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとしてございます。

第1項第1号では、葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこについては、その重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法とし、1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合は、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとしております。

50ページをお開きください。

第1項第2号では、第1号に掲げるもの以外の加熱式たばこについては、その重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法とし、品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合は、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算することとしております。

第2項では、第1項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び第1項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を、紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に、当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を、第1項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計数量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとしております。これは、たばこの銘柄ごとに、その重量、数量により換算するというものでございます。

第3項は、第2項の計算における重量の端数処理に関する規定、第4項は、第1項第2号ただし書の適用除外に関する規定で、第1項第2号に掲げる加熱式たばことして、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限るとされておりますが、これが、想定されるものとして、葉たばこを直接加熱するタイプのものではなく、グリセリン等の液体を加熱、霧状にして、葉たばこを通過させるタイプの加熱式たばこに関連するもので、その液体が充填されているカートリッジが想定されます。

このカートリッジのうち、第1号の第1項第1号に掲げる加熱式たばこ併せて喫煙の

用に供されるもの、第2号の第1項第2号に掲げる加熱式たばここと併せて喫煙の用に供されるものである場合については、第1項第2号ただし書にある、1個当たりの重量が4グラム未満である場合の20本換算をしないとするものでございます。

最後に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の28ページをご覧ください。

第1条では、この一部改正条例の施行日を令和8年1月1日からと定め、ただし書で、第1号に規定する改正規定につきましては、形式的な修正のため、公布の日からとし、第2号に規定する改正規定につきましては、令和8年4月1日とするものでございます。

次に第2条は、町民税に関する経過措置でございます。

第1項は、改正後の規定の適用区分に関する規定で、この条例による改正後の町税条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までのものについては、なお従前の例によるものとするものでございます。

第2項は、新条例第36条の2第1項の規定の適用に係る読み替え規定でございます。

新条例第36条の2第1項は、先ほどご説明いたしましたとおり、町民税の申告義務に関する規定でございますが、今一度、新旧対照表45ページをご覧ください。

改めてご説明いたしますが、この規定の内容としましては、第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに申告書を提出しなければならないとされて、ただし書で、前年中に一定の給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった一定の方については、申告書を提出しなくてよいという内容になります。

そして、先ほど申し上げましたとおり、そのただし書で、45ページ下から3行目となりますが、括弧書で、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で、社会保険料控除額に始まり、46ページにわたって記載されている控除を受けようとする方を除くとされております。

この括弧書は、ただし書で、申告書を提出しなくてもよいとするものから除かれているということですので、この除かれている方については、申告書を提出しなければならない方となります。

この申告書を提出しなければならないとされる、括弧書の部分に規定する各種控除につきましては、46ページの上から2行目、配偶者特別控除額がありますが、これにつきましては、さらに括弧書がありまして、所得割の納税義務者については、前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る、それと、法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者については、前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限るとされ、すなわち、前年の合計所得金額が900万円以下である所得割の納税義務者の、前年の合計所得金額が95万円以下である配偶者で、控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除かれるとされておりますので、この900万円以下、95万円以下の要件に該当する場合の配偶者特別控除を受けようとする場合は、町民税の申告をしなくてもよいこととされているものでございます。

46ページをご覧ください。

改正案の欄の7行目、若しくは以降、特定親族特別控除額の追加部分ですが、この控除額につきましても、前年の合計所得金額が85万円以下である特定親族は除かれております

ので、町民税の申告をしなくてもよいこととされております。

これら町民税の申告をしなくてもよいこととされる所得要件がある理由としましては、公的年金等支払報告書への記載要件によるものがございます。

この公的年金等支払報告書というものは、公的年金等の支払をする者で、所得税の源泉徴収をする義務があるものが、市町村長に提出をしなければならないものでございまして、その記載事項により、住民税について扶養控除等を適用することとなるものでございます。

そして、この公的年金等支払報告書への記載要件としてございますのが、今ほどご説明いたしました、新条例第36条の2第1項の括弧書における所得要件と合致するものでございまして、同様に、それぞれ900万円以下、95万円以下、85万円以下の者について、記載するということになってます。

このようなことから、この記載要件、所得要件に該当する方は、公的年金等支払報告書によりまして控除を受けることができますので、町民税の申告をしなければならない方から除かれているものでございます。

しかし、この公的年金等支払報告書につきましては、さらに、所得税法の規定による公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されたところに応じ記載するとなっております。令和8年度分の個人の町民税に係るもの、つまり、令和7年分に係る当該扶養親族等申告書につきましては、令和7年の最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに提出することとなっておりますことから、令和7年に既に提出がされておりますので、その申告書には、特定親族特別控除に係る特定親族の記載がございません。

このようなことから、令和8年度分の個人の町民税につきましては、特定親族の所得が85万円以下の場合であっても申告書の提出が必要となりますので、先ほどの附則第2条第2項に記載のとおり、その限定要件がないものに読み替えられているものでございます。

議案書29ページに戻りまして、附則第3項でございます。

新条例第36条の3の2第1項の規定、給与所得者の扶養親族等申告書の提出に関する規定につきましては、この条例の施行の日以後、令和8年1月1日以後に支払いを受けるべき給与について提出する申告書について適用し、施行日前に支払いを受けるべき給与について提出した申告書については、なお従前の例によるものとしております。

次に、附則第4項でございますが、新条例第36条の3の3第1項の規定、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出に関する規定につきましては、施行日以後、令和8年1月1日以後に支払いを受けるべき公的年金等について提出する申告書について適用し、施行日前に支払いを受けるべき給与について提出した申告書については、なお従前の例によるものとしております。

次に、第3条は、町もたばこ税に関する経過措置に関する規定でございます。

第1項は、附則第3条第2項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の前日、令和8年4月1日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例によるものとしております。

第2項は、令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、製造たばこの売渡し等が行われた加熱式たばこに係る新十津川町税条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとするものとしております。

これは、たばこ消費者への負担の影響に鑑みまして、令和8年4月と同年10月の2段階で課税方式の改正を行うこととするものでございます。令和8年9月30日までは、第1号として、従前の換算方法による本数に0.5を乗じたもの、第2号として、新条例附則の規定による換算方法による本数に0.5を乗じたものの合計数とし、令和8年10月からは、新条例の規定による換算方法のみとするものでございます。

第3項は、第2項各号の規定により製造たばこの本数を計算する上での端数処理に関する規定でございます。

以上、議案第39号、新十津川町税条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第39号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第40号の上程、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第14、議案第40号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第40号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第2号。

令和7年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,846万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億3,609万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

32ページから36ページまでが第1表の歳入歳出補正予算でございますので、お目通しください。

37ページの第2表、地方債補正変更で、上段の過疎地域持続的発展特別事業債は、過疎ソフトの発行限度を8,840万円から9,230万円に増額したいとするものでございます。

下段の自治会館改修事業債は、青葉区自治会館改修事業のうち、新たに適債性が認められたことから、860万円から3,480万円に増額したいとするものでございます。ともに起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

なお、これ以降の内容につきましては副町長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） ただいま上程いただきました議案第40号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第2号の内容をご説明申し上げます。

はじめに、この度の補正の概要についてですが、防災Wi-Fiを構成する機器の老朽化に伴う更新、保育園の定員増に向けた施設改修等、スマート農業機械購入支援補助金の増額、国の農業関係補助事業の採択・制度変更等による事業費及び財源の変更、ふるさと公園内体育施設管理用備品の修繕費用の計上などとなっております。

それでは、補正の内容につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細書により、歳出から説明いたしますので、52、53ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費。補正額34万4千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。

9番、人事・給与事務34万4千円は、本年12月1日に施行される令和7年度税制改正において、特定親族特別控除が創設されることから、年末調整事務などへの対応から、人事給与システムの改修を行う必要が生じたものでございます。

次に、3目財産管理費。補正額388万2千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。

2番、庁舎管理事務123万2千円は、庁舎の冷暖房用ポンプ4台、雑用水給水用ポンプ1台に係る修繕費用の計上となります。5月に行った定期点検において、ベアリングの損耗、逆止弁の動作不良などといった異常が発見されたことから、これを修繕したいとするものでございます。

6番、電子機器管理事務265万円は、防災Wi-Fi機器の老朽化に対応するための予算補正となります。

10款教育費の小学校費、中学校費に、それぞれ補正予算が計上されていますが、これらの事業につきましても、補正内容は本件と関連する一連の事案でございまして、学校管理に係る部分を区分して計上したものでございます。

関連がございしますので、本件に引き続き、説明をさせていただきます。

防災Wi-Fiにつきましては、平成30年度に国の補助制度等を活用して整備を進めたもので、災害時の活用を目的とするものですが、平時には教育的利用をはじめとする目的外の利用も可とされていたことから、本町では、いち早くICTに係る教育環境を整えることとして、ゆめりあ、スポーツセンターに小学校、中学校を加えた4施設の整備を進めたところであります。

この度の補正は、設備の導入から7年が経過し、Wi-Fi設備を構成する各種機器に不具合が発生し、通信障害等の発生により使用が不可能となる事象が見られるようになったことから、機器の更新のタイミングに併せて、構成の一部を変更し、より安定した稼働となるよう改修を行いたいとするものでございます。

この財産管理費での補正は、役場庁舎に設置してあります防災Wi-Fi全体の接続を管理するアクセスポイント・コントローラーを庁舎に設置する方法から、クラウド化する変更として、委託料265万円を計上するものとなります。

続けて、小、中学校費の説明をさせていただきます。62、63ページをお開き願います。

二目合わせて説明をさせていただきます。

10款2項2目教育振興費。補正額169万7千円。財源は、すべて一般財源。事業番号は1番、小学校教育推進事業。

同じく3項2目教育振興費。補正額133万3千円。財源は、すべて一般財源。事業番号は1番、中学校教育推進事業となります。

これらの事業は、先ほどの財産管理費での説明のとおり、小、中学校の校内ネットワークとしても活用している防災Wi-Fiに、機器の老朽化等による通信障害が時折発生していることから、その原因機器であるファイヤーウォール等の更新を小、中学校それぞれにおいて行いたいとするものでございます。

更新に当たっては、現行機器の処理能力が避難所としての利用を目的として設計されたものであり、令和2年度から推し進められましたギガスクール構想に対応する処理能力を持ち合わせていないことから、今回は、児童生徒数に基準を置いたネットワーク環境を構築することとして端末機器の接続最大数を、小学校においては、現行の200台を300台接続可能な機器を2基設置することとして600台へ、中学校においては、200台から300台へと増強することとしております。

それでは、再び52ページにお戻りいただきたいと思えます。

2款1項5目企画費となります。補正額100万円。財源は、国道支出金75万円、一般財源25万円。国道支出金は、全額北海道移住支援金等交付事業費補助金で、補助率は4分の3となります。

内容を申し上げます。

7番、定住促進対策事業100万円は、本町移住者への移住支援金で、本町では、令和元年度から北海道が実施する北海道移住支援金等交付事業の参加自治体として登録しております。本年6月に交付要件を満たす方の転入がありましたので、支援金を交付したいとするものでございます。

交付の要件は、東京23区に在住していた方、あるいは東京1都3県から東京23区に通勤していた方が一定の移住元要件、就業要件を満たす場合に、移住支援金が交付されるというもので、今回、移住された方については、テレワークでの勤務を続けるというタイプの交付となります。財源は、国が2分の1、北海道と本町がそれぞれ4分の1ずつを負担することとなっております。

次に、7目町有林造成管理費。補正額177万8千円。財源はすべて特定財源で、その他財源、森林環境譲与税基金繰入金となります。

内容を申し上げます。

1番、町有林保育管理事業177万8千円は、本年6月末に学園町有林、百年の森の管理用道路の法面上部に長さ約18メートルのクラックが発見されたことから、崩落によるほ場や用水路への土砂流入を予防するため、ふとん籠設置による修繕を行いたいとするものでございます。

次に、9目行政区費は、財源更正となります。財源更正する事業は、行政区自治会館維持管理事業で、今年度、青葉区自治会館の大規模改修を進めており、当初予算において、財源を公共施設整備基金繰入金によって賄うこととしておりましたが、先般、車椅子用トイレ設置工事をはじめとする一部工事が、緊急防災・減災事業債の起債対象として認められたことから、財源の組替えを行うものでございます。参考までに地方債の概要ですが、

充当率は100パーセント、交付税算入率は70パーセントとなっております。

次に、54、55ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉費。補正額505万1千円。財源は、すべて一般財源となります。内容を申し上げます。

9番、新十津川保育園管理運営事業505万1千円は、保育所の一部改修及び備品等の購入経費を計上したいとするものです。0歳児、1歳児の保育ニーズの高まりを受けて、指定管理者と協議した結果、保育所内の物品置場等の用途変更により、受入定員を増やすことが可能であるとの結論に至りましたので、令和8年4月の定員増に向けて準備を進めるものでございます。

補正の内訳は、乳児室等へのエアコン3台の設置、空気清浄機、ベビーパーテーション、4人乗りベビーカー、乳児用テーブル、椅子などの備品購入費として319万2千円、物品収納棚や調理室の配膳台等の設置改修に185万9千円となっております。

この度の改修によります定員数の変更は、全体数が110人から119人で9人の増、内訳につきましては、0歳児が3人から6人で3人の増、1歳児が12人から18人で6人の増を予定しております。

続きまして、56、57ページです。

6款1項2目農業振興費。補正額1,461万9千円。財源は国道支出金として、環境保全型農業直接支払交付金173万円、みどりの食料システム戦略推進交付金131万2千円、一般財源1,157万7千円となります。

内容を申し上げます。

3番、スマート農業推進支援事業1,100万円は、今年度の事業申請件数が多く、8月中旬の段階で19人の農業者から21件の申請があり、今年度当初予算750万円の全額が執行済みとなっていることから、これを増額補正したいとするものでございます。

補正の内訳につきましては、農業者からの相談状況等を踏まえ22件分と想定し、計上をしたところでございます。

次に、17番、環境保全型農業直接支払交付金230万7千円は、地球温暖化防止や生物多様性の確保など、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援するものですが、取組面積の確定による交付金の精算と取組者数の増により、既定予算に不足が生じることから追加計上を行うものでございます。

事業取組人数では、21人が23人となり2人の増、主な取組面積の変更としましては、有機農業移行期の取組が8.6ヘクタールの増、堆肥の施用が9.1ヘクタールの増、総合防除が35.3ヘクタールの増、緑肥の施用が12.4ヘクタールの減などとなっております。

次に、19番、みどりの食料システム戦略推進事業131万2千円は、6月定例会において予算計上しました事業となりますが、本年7月にこの戦略の推進に向けた事業メニューの一つであります、みどりの事業活動を支える支援体制整備事業、これが新たに採択となりましたので予算計上を行うものでございます。

この事業は、環境負荷低減事業活動に必要な機械、施設の導入に対して支援が受けられるもので、トラクターの後部に接続する草刈り機2件が対象となり、事業費の2分の1が町を経由して、農業者に交付されることとなります。

次に、4目農地費。補正額634万8千円。財源はすべて特定財源で、国道支出金として、

水利施設管理強化事業補助金が476万1千円、その他財源として、水利施設管理強化事業分担金が158万7千円となります。

内容を申し上げます。

1番、水利施設管理強化事業634万8千円。この事業は、新十津川土地改良区が管理する農業用ダム、頭首工をはじめとする農業水利施設の管理経費を支援する事業で、今年度、連携管理保全型という補助メニューの追加がございました。

このメニューは、農業関係者が農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有していくといった一定の要件を満たすことによって、補助対象となる事業費の割合が嵩上げされるというもので、本町においても、このメニューに移行することが出来ましたので、増額となる事業費を補正したいとするものでございます。

補正の内訳でございますが、揚水機場や頭首工、用水路といった多面的該当施設分の補助対象事業費率が、従前のメニューにおきましては37.5パーセントであったものが、45.9パーセントとなり、補助金額で621万4千円の増額、福井谷ダムや和歌ダムといった治水協定ダム分の対象事業費率が42.8パーセントから45.9パーセントとなり、補助金額で13万4千円の増となっております。

続きまして、58、59ページをお開き願います。

7款1項3目地場産業振興費。補正額198万9千円。財源はすべて特定財源で、その他財源、公有物件共済金となります。

内容を申し上げます。

1番、交流促進施設等管理運営事業198万9千円は、本年8月、サンヒルズ・サライ、レストランの窓ガラス2枚にひび割れが発見されましたので、これを修繕したいとするものでございます。

ガラス業者の見解によれば、原因は、ガラスの特定の部分が温められて膨張することで、ひびが入ったり割れたりする、熱割れによるものと推測されまして、直射日光と館内の冷房による温度差が関係しているようでございます。

熱割れによる損傷は、町が加入する建物災害共済の保障対象となっておりますことから、修繕費の全額を共済金により賄う予定としてございます。

続きまして、60、61ページ。

8款4項1目都市計画総務費。補正額93万円の減額。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。

5番、下水道事業会計負担金93万円の減額は、下水道事業会計において、公共汚水柵設置事業等の財源を企業債に振り替えたことにより、負担金額に変更が生じたものでございます。

続きまして、62、63ページになります。

10款5項2目体育施設管理費。補正額135万8千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。

2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業135万8千円は、目土や種まきといった芝の管理を行う際に、スポーツ・トラクターに連結して使用する散布機の部品が損耗し、こ

の秋の作業に支障が出るということが判明したことから、タイヤ、コンベアベルト、ブラシといった部品の交換、調整を行いたいとするものでございます。現在使用の散布機は、平成8年の導入となっております。

以上が、歳出の説明となります。

次に、歳入の説明に移ります。

歳入は、議案書、40ページから51ページとなりますが、特定財源として扱うものにつきましては、歳出のところで説明いたしましたので、一般財源についてご説明をさせていただきます。

46、47ページをご覧ください。

20款1項1目繰越金。番号1番、前年度繰越金2,066万2千円は、令和6年度会計からの繰越金の一部を補正財源として計上するものでございます。

50ページ、51ページをお開き願います。

22款1項1目総務債。2目の過疎地域持続的発展特別事業債390万円。いわゆる過疎ソフト事業債と言われるもので、起債限度額を算定した結果、当初予算計上額を上回ることとなりましたので、これを補正したいとするものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第40号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第41号の上程、内容説明

○議長（小玉博崇君） 日程第15、議案第41号、令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 谷口秀樹君登壇]

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第41号、令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算第2号。

令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第1条、業務の予定量の変更は、第1表業務の予定量補正による。

予定収入及び予定支出の補正。

第2条、既定の収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を、第2表予定収入及び予定支出補正のとおりとする。

企業債の補正。

第3条、企業債の変更は、第3表企業債補正による。

他会計からの補助金の補正。

第4条、下水道事業の運営経費に充てるために、一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、既決予定額から93万円減額し、1億1,211万円とする。

67ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、業務の予定量補正で、今回補正する項目と金額を示しておりますので、お目通し願います。

次に、68ページ、69ページをお開き願います。

第2表、予定収入及び予定支出補正によりご説明申し上げます。

68ページの収益的収入及び支出に補正はございません。

69ページ、資本的収入及び支出。初めに下段の支出となります。

1款1項1目管渠建設改良費。補正予定額647万円。補正の内容につきましては、2件ございまして、1件目は、滝新橋周辺の工業団地の下水道未整備地区に事業所新設の計画があることから、管渠を整備するための実施設計業務委託として530万円、2件目が、文京区における民間事業者の土地分譲に伴い、2区画分の公共汚水柵新設が必要となることから、既定予算において不足する117万円を措置したいとするものでございます。

次に、収入となります。

1款1項1目企業債。補正予定額740万円で、この度、予算補正とする2件の事業と当初予算において、一般財源で施行する予定でありました花月地区の公共汚水柵新設工事の財源として、下水道事業債を充てたいとするものでございます。

次に、2項1目他会計補助金93万円の減額で、今ほど説明いたしました一般財源に充て、施行する予定であった汚水柵新設工事に、下水道事業債を充てることによる財源更正となります。

70ページをご覧ください。

第3表、企業債補正。変更は、下水道事業債の起債限度額を4,600万円から5,340万円に増額したいとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上、申し上げまして、下水道事業会計補正予算の内容の説明とさせていただきますので、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第41号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、3時35分まで休憩といたします。

(午後3時21分)

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後3時35分)

◎一括上程の議決

○議長（小玉博崇君） お諮りいたします。

次に上程いたします日程第16から日程第18までの案件につきましては、関連がございしますので、一括して上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、議案第42号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてから日程第18、議案第44号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてまでは、一

括議題とすることに決定いたしました。

◎議案第42号から議案第44号まで一括上程、内容説明

○議長（小玉博崇君） それでは、議案第42号から議案第44号までにつきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま議案第42号から第44号まで、一括で上程いただきましたので、それぞれ順を追って提案内容を申し上げます。

まず、71ページ、議案第42号でございます。

議案第42号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。

江差町・上ノ国町学校給食組合が北海道市町村職員退職手当組合を脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

続いて、73ページをお開きください。

議案第43号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。

江差町・上ノ国町学校給食組合が北海道町村議会議員公務災害補償等組合を脱退することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

続きまして、75ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

提案理由でございます。

江差町・上ノ国町学校給食組合が北海道市町村総合事務組合を脱退することに伴い、北海道市町村総合事務組合理約を変更することについて構成団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

別添新旧対照表52ページから54ページを併せてご覧ください。

これら3組合の規約の変更でございますけれども、それぞれの組合に加入していた江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、脱退することになったことから、当該組合理約を新旧対照表のとおり変更することについて、各構成団体と協議したいとするものでございます。

なお、附則でございます。

71ページ、議案第42号、73ページ、議案第43号につきましては、総務大臣の許可の日から。

75ページ、議案第44号につきましては、北海道知事の許可の日から施行するものでござ

います。

以上、申し上げます、提案理由と内容の説明とさせていただきます。議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第42号から議案第44号までの提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎一括上程の議決

○議長（小玉博崇君） お諮りいたします。

次に上程いたします日程第19から日程第22までの案件につきましては、関連がございますので、一括して上程したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第19、認定第1号、令和6年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第22、認定第4号、令和6年度新十津川町下水道事業会計決算の認定については、一括議題とすることに決定いたしました。

◎認定第1号から認定第4号の上程、概要説明、質疑、特別委員会付託

○議長（小玉博崇君） それでは認定第1号から認定第4号につきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま認定第1号から第4号まで一括上程いただきましたので、会計ごとに提案内容を申し上げます。

まず、77ページ、認定第1号でございます。

認定第1号、令和6年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和6年度新十津川町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、一般会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。歳入総額82億1,647万2,942円。

歳出総額78億3,928万8,545円。

歳入歳出差引残額 3億7,718万4,397円。

うち基金繰入額 1億7,633万9,397円。

2、一般会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

5、町債の現在高と償還額、別冊。

続きまして、79ページをお開きください。

認定第2号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、次の書類を提出し、令和6年度新十津川町国

民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。歳入総額 2 億 4,656 万 5,056 円。

歳出総額 2 億 4,614 万 261 円。

歳入歳出差引残額 42 万 4,795 円。

うち基金繰入額 0 円。

2、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

4、財産に関する調書、別冊。

続きまして、81ページをお開きください。

認定第 3 号、令和 6 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、次の書類を提出し、令和 6 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

1、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、別冊。

歳入総額等については、次のとおり。

区分。歳入総額 1 億 3,002 万 1,432 円。

歳出総額 1 億 3,000 万 7,032 円。

歳入歳出差引残額 1 万 4,400 円。

うち基金繰入額 0 円。

2、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書、別冊。

3、実質収支に関する調書、別冊。

最後に、83ページをお開きください。

認定第 4 号、令和 6 年度新十津川町下水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度新十津川町下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

なお、各会計の決算概要につきましては、副町長から申し上げますので、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の決算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました認定第 1 号から第 4 号、令和 6 年度一般会計ほか 2 特別会計、1 事業会計の決算概要につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の各会計決算書の 1 ページを、まずお開き願います。

1、総括概要でございます。

世界各地での武力紛争や記録的な円安などによって、エネルギー価格や原材料費の高騰が継続しており、賃金の引上げが行われているものの物価上昇に追いつかず、依然として

町民生活は苦しい状況にあります。

このような社会情勢の中で、町民の皆さまが安心して暮らせるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金の支給などの支援策を実施いたしました。

令和6年度は、令和5年6月28日に行ったゼロカーボンシティ宣言に即した施策として、住宅への再生可能エネルギー導入助成を拡充したほか、環境イベントを開催し、気運醸成を図りました。

また、町産のカラマツ材を活用した公営住宅の建替を開始し、伐採地に植林することで、森林の公益的機能の維持に努めました。

このほか、2年目となるドローンプロジェクトの取組や、行政区活動に対する支援の拡充など、必要な見直しを図った上で事業の執行に当たりました。

歳入については、町税等の適正な課税と徴収、国・道支出金の積極的な活用、交付税算入率の高い地方債の選択、基金の効果的な運用など、有利で確実な財源の確保に努めました。

次に、2ページ、3ページをお開き願います。

2、会計別決算総括表となります。

はじめに、一般会計。

歳入。

予算額82億389万8千円、調定額82億2,099万9,480円、収入済額82億1,647万2,942円で、このうち還付未済額は2万4,805円、不納欠損額は19万6,800円で、すべて町税となります。

収入未済額は435万4,543円で、町税が208万2,914円、保育料負担金が2万2,900円、公営住宅使用料が224万8,729円となっております。

予算に対する増減は1,257万4,942円の増、執行率100.2パーセント、収入率99.9パーセントでございます。

次に、歳出。

支出済額78億3,928万8,545円、翌年度繰越額9,480万5千円、不用額2億6,980万4,455円、執行率95.6パーセント、歳入歳出差引額3億7,718万4,397円となります。

なお、歳入歳出科目ごとの概要、町税の内訳については、9ページからの決算説明書の部分に記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、192ページをお開き願います。

実質収支に関する調書となります。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を除いた実質収支額は3億3,633万9,397円で、このうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を1億7,633万9,397円とし、財政調整基金への積立てを行いました。

以上が、一般会計の決算概要となります。

2ページにお戻りいただきまして、国民健康保険特別会計となります。

歳入。

予算額2億4,793万3千円、調定額2億4,703万5,648円、収入済額2億4,656万5,056円で、このうち還付未済額は27万8,300円、不納欠損額ゼロ、収入未済額は74万8,892円で、国民健康保険税となります。

予算に対する増減は136万7,944円の減、執行率99.4パーセント、収入率99.7パーセント

となります。

歳出は、支出済額 2 億 4,614 万 261 円、翌年度繰越額ゼロ、不用額 179 万 2,739 円、執行率 99.3 パーセント、歳入歳出差引額 42 万 4,795 円となります。

歳入歳出科目ごとの概要、国保税の状況につきましては、193 ページからの決算説明書の部分に記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

実質収支額につきましては、212 ページ、こちらの調書のとおりとなりまして、歳入歳出差引額と同額の 42 万 4,795 円となっております。

以上が、国民健康保険特別会計決算の概要でございます。

再び 2 ページにお戻りいただきまして、後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入。

予算額 1 億 3,039 万 9 千円、調定額 1 億 2,986 万 4,732 円、収入済額 1 億 3,002 万 1,432 円、このうち還付未済額は 15 万 6,700 円で、後期高齢者医療保険料、不納欠損額、収入未済額は、共にゼロでございます。

予算に対する増減は 37 万 7,568 円の減、執行率 99.7 パーセント、収入率 100.0 パーセントとなります。

歳出は、支出済額 1 億 3,000 万 7,032 円、翌年度繰越額ゼロ、不用額 39 万 1,968 円、執行率 99.7 パーセント、歳入歳出差引額 1 万 4,400 円となります。

歳入歳出科目ごとの概要につきましては、213 ページの決算説明書の部分に記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

実質収支額につきましては、226 ページの調書のとおりでございまして、歳入歳出差引額と同額の 1 万 4,400 円となっております。

以上が、後期高齢者医療特別会計決算の概要でございます。

次に、240 ページをお開き願います。

令和 6 年度下水道事業会計決算報告書となります。

1、収益的収入及び支出。

はじめに収入ですが、1 款事業収益。予算額合計 2 億 5,747 万 8 千円、決算額 2 億 5,919 万 9,278 円、予算額増減 172 万 1,278 円の増。

次に、下段でございます。

支出ですが、1 款事業費用。予算額合計 2 億 5,747 万 8 千円、決算額 2 億 4,784 万 7,487 円、翌年度繰越額ゼロ、不用額 963 万 513 円となります。

242、243 ページをお開き願います。

2、資本的収入及び支出。

はじめに、収入です。

1 款資本的収入。予算額合計 1 億 6,933 万 8 千円、決算額 1 億 6,083 万 6,200 円、予算額増減 850 万 1,800 円の減。

次に、下段、支出でございます。

1 款資本的支出。予算額合計 1 億 9,820 万 4 千円、決算額 1 億 8,918 万 4,516 円、翌年度繰越額 798 万 4 千円、不用額 103 万 5,484 円となります。

表の欄外になります。一番下段の所になります。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額 2,834 万 8,316 円は、当年度消費税及び地方消

費税資本的収支調整額551万6,698円、過年度損益勘定留保資金116万1,619円並びに当年度分損益勘定留保資金2,166万9,999円で補填をしてございます。

以上、一般会計ほか2特別会計、1事業会計の決算の概要についてご説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、認定第1号から認定第4号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

ここで、監査委員から審査の結果報告を行います。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 議長のご指示をいただきましたので、令和6年度の審査結果を報告いたします。

意見書1ページをお開き願います。

第1、審査の概要につきましては、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、第2、審査の結果について申し上げます。

審査に付された令和6年度の各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令の様式を備えており、これらに表示された計数は、正確で内容も適正であると認めたところでございます。

また、予算の執行及び行財政運営についても、総じて適切であると認めたところでございます。

次に、1ページから11ページまでに記載の一般会計、特別会計、公営企業会計、それぞれの決算の概要並びに12ページから14ページに記載の財産に関する調書については、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

14ページをお開き願います。

第6、審査意見について申し上げます。

最初に一般会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりですので省略をし、中段から記載しています意見について述べさせていただきます。

収入及び支出は、いずれも合法的に行われており、実質収支においても黒字を達成しています。

総務省の令和7年版地方財政の状況の概要によると、主な財政指標となる令和5年度の経常収支比率は全国が92.8パーセントであるのに対し、本町は令和5年度80.7パーセント、令和6年度79.5パーセントとなっており、令和5年度の実質公債費比率においても、全国が7.7パーセントであるのに対し、本町は令和5年度6.3パーセント、令和6年度6.9パーセントと、いずれも財政構造の弾力性を維持しています。

また、町税の収納率は、引き続き高い数値を維持しており、特に個人町民税の収納率が99.9パーセント、公営住宅使用料においても、現年度分の収納率は99.5パーセントと高い数値を示しています。

このことは、納税に対する町民の意識の高さを表すとともに、徴収業務の組織的な取組の成果であると評価をさせていただきます。

一方で、滞納繰越額の収納率は、町税は0パーセント、公営住宅使用料においては35.6

パーセントと低い状態にあります。

引き続き、滞納者に対する納税意識の向上に努め、住民負担の公平性、公正性の観点に即して債権回収を継続されるとともに、納税猶予や処分等の執行に当たっては、新十津川町債権管理に関する条例に基づき、粛々と遂行されることを期待します。

15ページをご覧ください。

次に特別会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりですので省略をし、後段に記載しています意見について述べさせていただきます。

各特別会計においては、引き続き経費の節減を図るとともに、今後とも効果的、効率的な事業執行に努められ、健全な運営を目指していただきたいと思います。

次に公営企業会計ですが、決算額等につきましては、記載のとおりでございますので省略をし、後段に記載しています意見について述べさせていただきます。

経営指標でみると、経常収支比率は106.4パーセントで、単年度収支は黒字となっている一方、経費回収率が76.3パーセントで、令和5年度と比べ42.6パーセント改善されましたが、他会計補助金などの使用料金収入以外の収入に依存している傾向にあります。

また、使用料収納率は、現年度分、過年度分とも97.8パーセントで、令和5年度と比べ、ほぼ横ばいとなっており、使用者負担の公平性、公正性の観点や健全経営の為、収納率の向上、未納者数の縮減に努めていただきたいと思います。

最後に結びとして述べます。

昨今、人々の社会経済活動が正常化する中で、国際情勢の不安定、原油、原材料価格の上昇、為替相場の影響による物価高騰の状況が今なお続き、自治体運営に多大な影響を及ぼしています。

そのような状況下においても令和6年度は、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計のすべての会計において健全財政を維持した町政が運営されており、引き続き健全な財政運営に努められるよう期待するものでございます。

将来、人口減少や高齢化の進行により、税や保険料等の収入が減少することは否めず、一方、現在の物価の動向、社会経済状況下においては、経常経費は益々増加することが予想されます。また、道路、上下水道などのインフラ施設及び各種公共施設の老朽化対策への対応や、加えて、社会保障関係費等の増など、財政需要の増加が見込まれるところであることから、将来にわたる健全財政の堅持と更なる住民福祉の向上のため、引き続き自主財源を基盤に、国や北海道の動向に注視し、補助金や起債など常に有利な財源の確保に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることを強く意識して、効率的な事務事業の執行に取り組んでいただくことをお願いし、結びといたします。

以上で、令和6年度決算の審査意見とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 監査委員の審査報告を終わります。

これから、決算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方は、発言願います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

◎決算審査特別委員会の設置及び委員長、副委員長の互選

○議長（小玉博崇君） お諮りいたします。

認定第1号から認定第4号までの審査について、本日の日程第2で議会運営委員長から決算審査特別委員会を設置し、審議を行うとの報告がございました。

本件につきましては、議会運営委員長報告のとおり決算審査特別委員会を設置し、審議を行うこととしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会の構成についてですが、同じく議会運営委員長報告のとおり、議長を除く9名ということで決定したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の構成は、議長を除く9名と決定いたしました。

特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第8条第2項の規定により互選となっております。

この後休憩をいたしますので、休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、午後4時20分まで休憩といたします。

（午後4時08分）

○議長（小玉博崇君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午後4時20分）

○議長（小玉博崇君） 休憩中に決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に大畠光敬議員。

副委員長に三師優美議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ただいま上程しております認定第1号から認定第4号まで、決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第4号まで、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎報告第6号の報告、内容説明、質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第23、報告第6号、令和6年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました報告第6号、令和6年度新十津川町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度新十津川町健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

健全化判断比率。

実質赤字比率、算出されませんでした。

連結実質赤字比率、同じく算出されませんでした。

実質公債費比率、6.9パーセント。

将来負担比率、算出されませんでした。

内容につきましては、別添の健全化判断比率算出資料1ページから3ページに記載のとおりでございますので、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告及び内容の説明を終わります。

ここで、監査委員から審査の結果報告をお願いします。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） 議長のご指示をいただきましたので、令和6年度新十津川町各会計に係る健全化判断比率の審査結果を報告いたします。

審査意見書をご覧ください。

審査の概要でございますが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたところでございます。

健全化判断比率の4指標について述べます。

実質赤字比率の早期健全化基準は、15パーセントとなっておりますが、令和6年度の一般会計等における実質収支額は、黒字決算となっておりますので、実質赤字比率は、算出されておられません。

次に、連結実質赤字比率につきまして、早期健全化基準は20パーセントとなっておりますが、令和6年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた実質収支額は、連結黒字決算となっておりますので、連結実質赤字比率は算出されておられません。

次に、実質公債費比率の早期健全化基準は25パーセントとなっておりますが、令和6年度の実質公債費比率は6.9パーセントであり、大きく基準を下回っております。

最後に、将来負担比率につきまして、早期健全化基準は350パーセントとなっておりますが、実質的な将来負担額がないことから、将来負担比率は算出されておられません。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上、各会計に係る健全化判断比率の審査意見とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） 監査委員の審査報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第6号、令和6年度新十津川町健全化判断比率の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎報告第7号の報告、内容説明、質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第24、報告第7号、令和6年度新十津川町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告及び内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました報告第7号、令和6年度新十津川町資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度新十津川町資金不足比率について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

資金不足比率。

公営企業会計の名称、下水道事業会計。

資金不足比率、算出されませんでした。

内容につきましては、別添の資金不足比率算出資料4ページに記載のとおりでございますので、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 報告及び内容の説明を終わります。

ここで、監査委員から審査の結果報告をお願いします。

岩井代表監査委員。

〔代表監査委員 岩井良道君登壇〕

○代表監査委員（岩井良道君） それでは、令和6年度新十津川町公営企業会計に係る資金不足比率の審査結果を報告いたします。

審査意見書をご覧ください。

審査の概要でございますが、審査の対象、審査の期日、審査の手続きにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、審査の結果について申し上げます。

1、総合意見。

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めたところでございます。

下水道事業会計の経営健全化基準は20パーセントですが、会計閉鎖後の剰余金は2,502万2,355円となっておりますので、資金不足比率は算出されず、良好な状態となっております。

2、個別意見につきましては、記載のとおりでございます。

3、是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項がないことを報告いたします。

以上、公営企業に係る資金不足比率の審査意見とさせていただきます。

- 議長（小玉博崇君） 監査委員の審査報告を終わります。
ただちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

以上をもちまして、報告第7号、令和6年度新十津川町資金不足比率の報告についてを
終わり、報告済みといたします。

◎散会の宣告

- 議長（小玉博崇君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
お諮りいたします。

議案調査及び決算審査のため、9月12日午後2時まで本会議を休会したいと思いますが、
これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は9月12日午後2時まで休会とし、9月12日午後2時から再開いた
します。

それでは、本日の本会議はこれにて散会いたします。
皆さん、お疲れさまでした。

(午後4時30分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第3回新十津川町議会定例会

令和7年9月12日（金曜日）

午後2時00分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 経済文教常任委員会審査報告
（委員会報告第3号） 陳情第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める陳情
- 第3 総務民生常任委員会審査報告
（委員会報告第4号） 陳情第3号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情
- 第4 陳情第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める陳情
（討論及び採決）
- 第5 陳情第3号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情
（討論及び採決）
- 第6 議案第35号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
（質疑、討論及び採決）
- 第7 議案第36号 新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第8 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第9 議案第38号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第10 議案第39号 新十津川町税条例の一部改正について
（質疑、討論及び採決）
- 第11 議案第40号 令和7年度新十津川町一般会計補正予算（第2号）
（質疑、討論及び採決）
- 第12 議案第41号 令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算（第2号）
（質疑、討論及び採決）
- 第13 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
（質疑、討論及び採決）
- 第14 議案第43号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
（質疑、討論及び採決）

- 第15 議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
(質疑、討論及び採決)
- 第16 議案第45号 新十津川町教育委員会委員の任命について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第17 議案第46号 新十津川町公平委員会委員の選任について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第18 議案第47号 新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第19 決算審査特別委員会審査報告
(委員会報告第5号)
- 第20 認定第1号 令和6年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第21 認定第2号 令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第22 認定第3号 令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論及び採決)
- 第23 認定第4号 令和6年度新十津川町下水道事業会計決算の認定について
(討論及び採決)
- 第24 発議第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
(上程、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第25 発議第4号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書
(上程、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第26 議員の派遣について
- 第27 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員 (10名)

1番	加藤敏晃君	2番	工藤健君
3番	深瀬美奈子君	4番	三師優美君
5番	大畠光敬君	7番	杉本初美君
8番	鈴井康裕君	9番	樋坂里子君
10番	西内陽美君	11番	小玉博崇君

◎欠席議員 (0名)

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷	口	秀	樹	君
副町長	寺	田	佳	正	君
教育長	久保田	純	史	君	
代表監査委員	岩	井	良	道	君
監査委員	奥	芝	理	郎	君
総務課長	久保田	篤	司	君	
住民課長	佐	藤	武	久	君
保健福祉課長	窪	田	謙	治	君
産業振興課長兼					
農業委員会事務局長	鎌	田	章	宏	君
建設課長	千	石	哲	也	君
会計管理者	平	川	宏	之	君
教育委員会事務局長	小	松	敬	典	君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	坂	下	佳	則	君
--------	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、決算審査特別委員会に引き続き、大変お疲れ様です。ただいま出席している議員は、10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後 2 時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、4番、三師優美議員。5番、大島光敬議員。両議員を指名いたします。

◎経済文教常任委員会報告、質疑

- 議長（小玉博崇君） 日程第 2、経済文教常任委員会審査報告を行います。9月9日の定例会議におきまして、経済文教常任委員会に付託しております陳情第2号の審査結果の報告を求めます。加藤経済文教常任委員長。

〔経済文教常任委員長 加藤敏晃君登壇〕

- 経済文教常任委員長（加藤敏晃君） 議長の指示がありましたので、経済文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、新十津川町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。

陳情第2号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める陳情。

審査結果、採択すべきもの。

以上で報告を終わります。

- 議長（小玉博崇君） 報告を終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎総務民生常任委員会報告、質疑

- 議長（小玉博崇君） 日程第 3、総務民生常任委員会審査報告を行います。9月9日の定例会議におきまして、総務民生常任委員会に付託しております陳情第3号の審査結果の報告を求めます。

大畠総務民生常任委員長。

〔総務民生常任委員長 大畠光敬君登壇〕

○総務民生常任委員長（大畠光敬君） 議長のお許しをいただきましたので、総務民生常任委員会に付託されました審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、新十津川町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。

陳情第3号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情。

審査結果、採択すべきもの。

以上で報告を終わります。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎陳情第2号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、陳情第2号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情第3号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第5、陳情第3号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（小玉博崇君） 先ほど採択することに決定した陳情第2号及び陳情第3号につきまして、意見書を審議する必要がございます。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

（午後2時07分）

〔議案配付〕

○議長（小玉博崇君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

（午後2時10分）

◎日程変更

○議長（小玉博崇君） ここで、議会事務局長から日程の変更を申し上げます。
議会事務局長。

○議会事務局長（坂下佳則君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。
皆さまにお配りしております議事日程表をご覧ください。

日程第25の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第27とし、日程第24の議員の派遣についてを日程第26とし、日程第23の次に日程第24として、発議第3号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を追加いたします。続けて、日程第25として、発議第4号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を追加いたします。

以上2件について、よろしく願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 日程第6に入る前に、議案第35号から議案第44号までの案件につきましては、9月9日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第35号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第6、議案第35号、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

加藤議員、反対の討論でしょうか。

○1番（加藤敏晃君） 反対討論を行います。

○議長（小玉博崇君） それでは、反対の討論を許可します。

〔1番 加藤敏晃君登壇〕

○1番（加藤敏晃君） 議長のお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

私は、今回の使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

本条例の提案理由につきまして、社会経済情勢の変化によって、物価や人件費が大幅に上昇し、それに伴って施設の維持管理費等も大きく増えていることから、利用する人とそうでない方の負担の公平性を確保する観点から、使用料等の見直しを行い、受益者負担のバランスを取ることは必要なことであると認識しています。

しかしながら、今回の条例案、つまり新しい料金案について休会中に調査を行いまして、担当課にも何度もお話を伺いましたところ、新たに設定する総合健康福祉センターの練習室ピアノの使用料の算出根拠におきまして、年間の利用実績に基づく想定稼働率の数字が実態とは異なった数値になってしまっていることが分かりました。

これは提示された使用料の改定方針からもずれてしまっており、このまま我々が拙速に議決するべきではないものであると判断いたします。

算出根拠として用いている数字が用いるべきものと異なっているため、後の世代の人たちが見直しをかけたときに困惑することになりかねません。新しく設定するものは、特に改めて慎重に算出根拠と使用料を見直す必要があると考えております。

また、今回の使用料や手数料の見直しに当たり、今年7月にパブリックコメントを行っていますが、寄せられた意見はたったの4件でございました。パブリックコメントの実施について掲載していた広報7月号の文面では、「使用料や手数料の見直しを検討しています」というこれほどの改正内容を想像できるものではなく、改正の内容や方針もわざわざQRコードを読み込まなければ確認することができませんでした。

意見の募集期間も、行政手続法で定めるパブリックコメントであれば、30日以上設けなければならないところ、当町の場合は期間を定めていないため、発行日から14日間で期限を迎えております。もしかしたら、今回の見直しについても全く知らなかったという町民の方もいらっしゃる可能性があります。

この件については議会としても、住民の理解を得るための活動が必要ではないでしょうか。

幸いにして、この条例の施行期日は令和8年4月1日としており、まだ期間があります。決めてから住民に報告するのではなく、より多くの住民の皆さまに丁寧に説明しながら、一緒に見直しを行っていき、より多くの方のご理解を得た上で議決すべきだと思います。

以上の理由から、私は本条例案に反対いたします。

算出根拠の更なる精査、見直しが不可欠であると強く申し上げ、私の反対討論といたします。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

8番、鈴木議員。

〔8番 鈴木康裕君登壇〕

○8番（鈴木康裕君） 議長のお許しを得ましたので議案第35号、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての賛成討論をさせていただきます。

これは議案説明でもあったように、使用料及び手数料については、実質20年にわたり大きな改定は行っていない。今回は社会情勢の変化や物価高騰により管理経費等が増加していることを踏まえた改定案であるとのこと。

平成17年度の行財政改革における受益と負担の公平性を整理した負担割合の決め考え方の決め方には極めて妥当性があり、今回の改正案もそれを踏襲しております。

公共性の高さ、必要性の高さによって4領域に分けているということが示されております。

その中でスポーツセンターにおいて、総務課から後で示された施設使用料算出法を基に、私は年間費用の割合そういうものを計算してみました。要は費用対効果を検証したわけであり。

これのスポーツセンターにおいては、令和6年度における使用料、これは256万353円、それに対して将来の年間費用予測は3,055万3,064円、この数字で割合を求めますと8.4パーセントという値が出てきます。利用者は総費用の8.4パーセントしか負担していないということ。

同様な計算をスポーツ施設について行ってみますと、温水プール8.1パーセント、サンウッドパークゴルフ場14.4パーセント、スキー場55.2パーセント、野球場9.7パーセント、テニスコート11.5パーセント、サッカーコート11.5パーセントという値でした。

つまり、スキー場以外の施設は、使用しない人が税金として8割以上支払っているということ。

さらに、スキー場を除外すると負担は増え、90パーセント以上町民が払っているということになり、スポーツ施設、この年間費用の合計額は1億1,000万円、使用料として徴収するのは2,000万円、毎年9,000万円の赤字、これが積み重なっていくこととなります。

これでは施設を利用しない人の納得が得られないのではないのでしょうか。

同様なことが手数料にも言え、値上げも1.5倍以内とするということですから、著しい値上げとは言えません。

また、この条例に付随する条例は、議案書17、18ページにあるように30以上もあり、今定例会で決定しないと非常に日程的に厳しいものだと思います。

また、住民の周知が十分に取れていないという話もありますが、算出データも一部見直しが必要なところもありますが、ここで大枠を決めてしまわないと、令和8年4月よりの施行が難しくなると思います。

新十津川は健全財政のまちと言われていますが、遠い過去にはそうではありませんでした。先人が先を見据えた町財政の運営、先手を打って行政改革をしてきたから今の姿があるのだと思います。

今回も町民の全面的な賛成は得られないかもしれません、手続きが拙速ではないかと言われるかもしれません。

しかしながら、この姿勢を貫くことにより末長いまちの発展が約束されるのだと思います。期を見て手を打たずにそのままに放置して、財政再建団体に陥った、または陥りそうな自治体も道内に少なからずあります。

以上で、私の議案第35号、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての賛成討論を終わります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） ほかに討論はございませんか。

樋坂議員議員、討論は反対ですか、賛成ですか。

○9番（樋坂里子君） 反対です。

○議長（小玉博崇君） 反対討論を許可します。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論をいたします。

過日の委員会以降、本議案に関する町民の皆さんからいろいろな声が寄せられております。

使用料改定により、利用者が他の市町に行ってしまうのではないかと。利用の減少になるのではないかと心配をされております。特にシーズン券を購入する利用者が支払う金額が高くなり、かなりの負担となり利用できなくなる気がいたします。

スポーツ施設は、健康の増進やスポーツの振興などを目的として、低廉で多くの町民が気軽に利用できる施設であってほしいと思っております。

新十津川町が改定しようとしている金額は、近郊のパークゴルフ場の料金と比べても高額になり、利用する人が大きく減るのではないかと思われます。

物価が高くなっている中でも唯一の楽しみとしてパークゴルフに通っているけれど、値上げになったら足が遠のいて、健康の維持が難しくなる気がするなどの声も寄せられております。

以上のような声を考えまして、町民の皆さんや新十津川の施設を利用いただいている町外の利用者の皆さんが、今後も低廉で利用できる施設であってほしいと考え、異常な物価高騰の現在の生活状況での町民の皆さんに、更に大きな負担を求める本議案に反対といたして討論をいたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

賛成討論の方はいらっしゃいますか。

3番、深瀬議員。

〔3番 深瀬美奈子君登壇〕

○3番（深瀬美奈子君） 議長のお許しをいただきましたので賛成討論を行います。

昨今の物価高の中で料金の値上げというのは、もう致し方がない部分があると考えます。

今後更に人件費や物価高が見込まれる中で、20年大きく料金の改定を行われていなかった料金の改定を見直すことは妥当だと考えます。

委員会の中でもありましたが、料金の値上げをしたことで利用数が減らないように策を打っていく必要があるというお話がございました。本議案を通した上で、利用が減らない

ように、どのような策を練っていく必要があるかという議論を重ねていくということが適当だと、私は考えます。

より町民の意見を反映させた取組施策を打っていく。そのために公平性のある料金設定を今回設定するという事は適当だと考えるため、賛成討論をさせていただきます。

議員各位の賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） ほかに討論はございませんか。

三師議員、反対討論ですか。

○4番（三師優美君） はい。

○議長（小玉博崇君） それでは反対討論を許可します。

〔4番 三師優美君登壇〕

○4番（三師優美君） ただいま議題となりました使用料の改定について、私は反対の立場から討論をいたします。

まず、本件は8月の常任委員会で情報が提供されてから、本日最終的な採決に至るまでの期間が、私は非常に短く、各議員が十分に議論を深める期間が確保されたとは思えません。また、住民の皆さまから付託された貴重なご意見、そして懸念について徹底的に議会で議論することなくしてこの改定案を可決することはできないと思います。

今回4件のパブリックコメントが寄せられ、町民の方が懸念を抱いている証だと思えます。

町民の生活に直接影響を与える重要な案件であるにも関わらず、十分な議論をすることなく、このまま拙速に採決を進めることに反対いたします。

さらに、さっきより話題となっております米価を初めとする食料品や生活に関わる物価高騰がある中で、町民の生活を深刻なまでに圧迫しています。

このような状況下で、町民の皆さまが日ごろ利用される公共料金の使用料まで値上げすることは、家計への更なる負担を強いることとなります。

町民の暮らしを守ることが最優先課題であるにも関わらず、その負担を更に増やす施策を今のタイミングで実施することを容認できません。

町民の皆さまの生活の安定と、そして十分な議論、丁寧な説明を求める立場から、本件に対する反対の意思を表明し、私の討論といたします。

○議長（小玉博崇君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

賛成討論はございますか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第35号、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

受益者負担の原則から、施設使用者が使用料を負担することは当然であり、使用料金の算定においても、使用者が負担すべき経費を明確に示した上での改定案であります。

教育委員会議、町総合行政審議会の理解を得ていることや、パブリックコメントへの個別説明を行うなど、手続き上も問題はなく、今回の使用料及び手数料の見直しによる値上げは、必要な措置であると考えます。

値上げ幅につきましても、改定対象の10施設を51区分に分け、それぞれに経常経費、形

態、使用面積、全体面積、使用区分、形態に係る使用料収入で得る割合、領域による利用者の負担の割合、年間の利用実績に基づく想定利用人数、年間の利用可能数量、年間の利用実績に基づく想定稼働率、算出額を詳細な根拠として新たな使用料案を示されております。

今回の改定は20年ぶりであり、現在の使用料は、平成17年度の見直し改定以来であります。

施設の老朽化などに対する改修費は含まず、社会情勢の変化や物価高騰による維持管理費の増加分の対応として、20年間の上昇分をそのまま改定料金に反映させず、上限を1.5倍以内に抑えた部分は評価すべきと考えます。

来年度、これらを含めた公共施設がどうあるべきか検討を始めるとのことであります。施設の維持運営について、将来世代に負担を強いることのないよう、先送りせずに、今我々も施設をどう利用していくのかを考えなければならない局面を迎えております。

行政財産としてどう存続し、維持していくのが望ましいのか。住民福祉の向上に寄与する施設のあり方を住民に最も近い存在である議会議員として、責任を持って議論していかなければならないと考えます。

なお、使用料値上げは必要なことは認めますが、物価上昇により、生活費の負担感が増している中での使用料、手数料の値上げです。住民生活に真摯に向き合い、丁寧な説明を行うこと。値上げにより、施設の利用びかえを招かない政策的な取組を検討されることを望み、本議案に賛成するものでございます。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） ほかに討論はございますか。

工藤議員反対ですか。

○2番（工藤健君） 反対です。

○議長（小玉博崇君） 反対討論を許します。

〔2番 工藤健君登壇〕

○2番（工藤健君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第35号、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についての反対の立場で討論いたします。

総務課によりますと、6月24日に教育委員会を通じて、諸施設の利用頻度が高い団体に対し、使用料及び手数料の見直しを連絡していたようです。

そして、本町のホームページにて、この条例のパブリックコメントに関する意見を7月8日から7月29日までの22日間掲載しました。それで4件のご意見があったようです。

そのことも踏まえ、先日の花月区の行政区の役員会及び町内の吹き矢の関係者10数名に伺ったところ、約7割の方がこの条例に対して反対というご意見をいただきました。

パークゴルフでサンウッドパークゴルフ場を利用する方、また、町内吹き矢大会等でスポーツセンターを利用する吹き矢関係者の方が反対する中で、私は、これらの人の意見を尊重し、今即決すべきじゃなく、じっくり反対の方々、また賛成の方々も含め、じっくり半年から1年くらいの時間をかけて、町民の方々や諸団体の方々と話し合う場を設けるべきだと考えております。

よりまして、私は反対の立場を取り、反対の討論とさせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

賛成討論はございますか。

ほかに討論はございますか。

5番、大島議員。

○5番（大島光敬君） 反対討論。

○議長（小玉博崇君） 反対討論を許可します。

〔5番 大島光敬君登壇〕

○5番（大島光敬君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第35号、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

先ほど来、賛成、反対、双方の討論のご意見がございましたが、私は今回、この条例については、内容自体、使用料の改定自体は、昨今の物価高騰を鑑みれば、施設の料金の応分の値上げ自体は致し方ない部分があると承知しております。

他方、我々議会内においても、8月の常任委員会での報告がなされたとはいえ、物やサービスの値段も上がっている中で、応分の負担増をいただくことになる今回の見直し案は、慎重にかつ丁寧な説明があつてしかるべきであり、我々がこの定例会議決後に、町民等に説明を求められた際に、耐え得る報告内容があつたかと言われると、若干の不安があるということは拭えません。

先ほど討論内の意見にもございましたが、費用対効果、パーセントのお話もありました。また、使用していない方の負担の部分を見ると、というような意見もございましたが、どちらにせよ、こういった見直しの部分は、先に丁寧な説明などがあつてしかるべきの内容かと考えます。

ここは、本日の議決によって可決となり、その後の説明によって、町民や利用者の理解を得るよりも、再度、様々な形での周知、説明を行っていただいてから、再度審議をしていただき改定を目指すのであれば、再度説明をしていただいてから、条例改正をしていただいた方が、多くの方々に納得を得られるような形になると考えております。

よって、私は、議案第35号、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、反対の立場を取らせていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

賛成討論はございますか。

ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕 鈴井、深瀬、西内議員

○議長（小玉博崇君） 着席ください。

起立少数です。

したがって、議案第35号、使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、否決されました。

◎議案第36号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第7、議案第36号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、新十津川町議会議員及び新十津川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第8、議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案

のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第9、議案第38号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） それではお伺いいたします。今回の条例改正によって新たに追加される意向確認の措置について、お伺いしたいと思います。

こちらについては、対象になる職員からの申し出を待つのではなく、管理職などの側から率先してその意向を確認するものだというふうに認識しております。

条例上では任命権者が行うと記載されていますが、実務としてはどのように行う予定なのか伺いたいと思います。お願いします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 1番議員のご質疑にお答えいたします。

原則、総務課というか庶務、職員の担当となります者でその動向を確認させていただくということですが、実際にそういった申し出等があった場合については、その担当の管理職の方との調整もしながら進めていくことになると思います。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございますか

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第10、議案第39号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、新十津川町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第11、議案第40号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 議案書、54ページ、55ページをお願いいたします。3款民生費です。新十津川保育園管理運営事業で、工事が行われるということがございました。この工事だったんですが、園児が通園している最中の工事になるかと思いますので、その工事の想定日数について、まずお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいまの10番議員の質疑にお答えいたします。

工事ではなくて修繕ということになりまして、大きな工事はございません。今既存の部屋、ミーティングルーム及び物品置き場として使われていました部屋を0歳児の保育室にするということになりますので、通常今もその部屋は子どもたちは利用してませんので、そちらにカーペットを敷いたり、エアコンを設置したりするような修繕、備品購入となります。

ですので、子どもたちに影響は特にございません。以上です。

○議長（小玉博崇君） 10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 今のお答えでは、特に子どもたちに影響はないということでした。子どもが実際にいる時間帯での修繕工事でありますので、業者さんの車両の出入りですとか、そういった子どもたちへの安全対策というんですかね、そういったことは講じられるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいまの10番議員の質疑にお答えいたします。

安全対策等は、当然施してまいります。それで、子どもたちが使う部屋では、今のところは何も使ってはいないので、その通路だとか、廊下だとかってというのは通ることになるかと思うんですけれども、保育園の休日の日、日曜日等に実施するような形になるかと思えます。以上です。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） お伺いいたします。同じく新十津川保育園管理運営事業のところで、今回の修繕改修によって定員が0歳児3人、1歳児6人の計9人増えるとのことなんですが、これに伴って、保育士も増やす必要が、新たに取る必要があるのか、既存の保育士の人数で増やさなくても対応できるものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいまの1番議員の質疑にお答えいたします。

保育士の確保につきましては、必要となります。それで、保育園の指定管理者であります学校法人華園学園と協議をしており、華園学園で早々に募集をかけることになっております。

現在のところ、正職員2名、パート職員2名を確保する予定でございます。以上です。

○議長（小玉博崇君） 1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） 正職員2人、パート2人を募集するというをなんですけれども、この増やす場合の人件費につきましては、まちが負担することになるということでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（窪田謙治君） ただいまの1番議員の質疑にお答えいたします。

保育士の人件費等につきましては、定員119人分に伴う委託料の積算方法がありますので、そちらの中で人件費分も計上することとなります。町で負担することになります。以上です。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 62ページ、63ページをお願いいたします。10款教育費のところでございます。2目体育施設管理費のふるさと公園内体育施設管理運営事業で、修繕料ということで平成8年に導入された機械への修繕ということでございますが、かなり年数経っておりますけれども、本体っていうんですかね、その本体の更新する計画というのがあるようなものなのか、この対応年数というのはいかなるようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小松敬典君） それでは10番議員の質疑にお答えさせていただきます。

本体自体はスポーツトラクターを利用しておりまして、スポーツトラクターは平成30年導入のものでございます。そのスポーツトラクターの後ろに付ける装置ということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（小玉博崇君） 10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 失礼いたしました。本体が平成8年購入のものかというふうになんか勘違いしております。申し訳ありません。失礼いたしました。

○議長（小玉博崇君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、令和7年度新十津川町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第12、議案第41号、令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、令和7年度新十津川町下水道事業会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第13、議案第42号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第14、議案第43号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第15、議案第44号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

ついてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第16、議案第45号、新十津川町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第45号、新十津川町教育委員会委員の任命について。

新十津川町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

提案理由でございます。

教育委員会委員が、令和7年9月30日付けで任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

氏名、松倉寿人。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

内容を付け加えます。

松倉寿人氏は、平成29年10月から新十津川町教育委員会委員を務められ、人格は高潔で、地域からの信望も厚く、教育全般の識見も有し、強い信念を持って誠実に行動される方ですので、教育委員として適任であると考え、引き続き選任したいとさせていただきます。

以上を申し上げまして、提案理由と内容の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、新十津川町教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第46号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第17、議案第46号、新十津川町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案第46号、新十津川町公平委員会委員の選任について。

新十津川町公平委員会委員に次の者を選任したいので同意を求める。

提案理由でございます。

公平委員会委員が令和7年9月17日付けで任期満了となるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

氏名、佐藤亞弓。

住所と生年月日は、記載のとおりでございます。

内容を付け加えます。

佐藤亞弓氏は、以前、児童福祉に係る町の非常勤特別職を務められ、また、社会教育関係団体の役員の経験をお持ちで、人格が高潔で、地域からの信望も厚く、高い倫理観と豊富な識見を有し、公平委員として適任と考え、選任したいとしますものでございます。

以上を申し上げまして、提案理由と内容の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、新十津川町公平委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

◎議案第47号の内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第18、議案第47号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第47号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

新十津川町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

提案理由でございます。

固定資産評価審査委員会委員が令和7年9月30日付けで任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めるものでございます。

内容のご説明を申し上げます。

氏名、後木満男。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

内容を付け加えます。

後木満男氏は、令和5年2月から固定資産評価審査委員会委員を務められ、人格が高潔で、地域からの信望も厚く、固定資産制度の識見を有し、公正中立な固定資産評価審査委員として適任と考え、引き続き選任したいとすものでございます。

以上を申し上げます、提案理由と内容の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎決算審査特別委員会審査報告、質疑

○議長（小玉博崇君） 日程第19、決算審査特別委員会審査報告を行います。

認定第1号から認定第4号までの各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月9日の定例本会議におきまして決算審査特別委員会に付託してございますので、審査結果の報告を決算審査特別委員会委員長からお願いいたします。

決算審査特別委員会委員長、大畠光敬議員。

〔決算審査特別委員会委員長 大畠光敬君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（大畠光敬君） 議長のお許しをいただきましたので、決算審査特別委員会から審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された認定第1号、令和6年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第4号、令和6年度新十津川町下水道事業会計決算の認定についての審査を終えましたので、新十津川町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査の経過。令和6年度新十津川町各会計歳入歳出決算の認定については、令和7年9月9日から12日にわたり所管課の説明を受け、審査を行いました。

審査の結果。すべての案件について認定すべきものとする。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎認定第1号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第20、認定第1号、令和6年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり、認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、令和6年度新十津川町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第21、認定第2号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号、令和6年度新十津川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

◎認定第3号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第22、認定第3号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号、令和6年度新十津川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第23、認定第4号、令和6年度新十津川町下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決いたします。

本決算に対する委員長報告は、認定すべきものです。

委員長報告のとおり認定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、令和6年度新十津川町下水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第24、発議第3号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

1番、加藤敏晃議員。

〔1番 加藤敏晃君登壇〕

○1番（加藤敏晃君） ただいま上程いただきました発議第3号について、ご説明申し上げます。

この議案の提出者は、私、加藤敏晃、賛成者は、深瀬美奈子議員、西内陽美議員、樋坂議員議員、鈴木康裕議員でございます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出いたします。

裏面をご覧ください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

近年、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化、頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝、千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、人流、物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発

化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全、安心を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

2、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、塗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進められるために、今後の資材価格、人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算、財源を確保すること。

3、令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新、増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

5、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部に加え、河川、道路事務所の人員体制の充実、強化を図ること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、下水道や公営住宅、学校などの公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、堤防整備、ダム建設、再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年9月12日。北海道樺戸郡新十津川町議会議長、小玉博崇。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。以上でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第25、発議第4号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

5番、大島光敬議員。

〔5番 大島光敬君登壇〕

○5番（大島光敬君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいま上程いただきました発議第4号について、ご報告させていただきます。

意見書の提出者及び賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により、裏面のとおり提出する。

裏面をご覧ください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した評価料や加算を盛り込まれた。

しかし、2.5パーセントのベースアップ目標としていたものの、実際の診療報酬のベースアップや、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ている。その結果2.5パーセントのベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0パーセント程度にとどまる定昇並みの賃上げが続いている。他の産業では昨年と今年いずれも5パーセント前後の賃上げがなされ、ケア労働者の賃金水準は全産業平均から大きく下回る実態となっている。

現在の医療、介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっている。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実である。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの医療崩壊、介護崩壊を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要がある。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実行性を伴う形で実施すべきで、そのためには、医療、介護施設へ経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の

抜本的な引き上げと同時に患者、利用者負担軽減策も実施するべきである。

よって、以下の事項について要望する。

1、安全、安心の医療、介護を実現するため、医師、介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。医療介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。

2、すべての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。

3、医療や介護現場における夜勤交替制労働に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

(1) 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

(2) 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

(3) 介護施設や有床診療所などで行われている、1人夜勤体制をなくし、複数夜勤体制とすること。

4、新たな感染症や災害対策に備えるため、公立、公的病院を拡充、強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。

5、患者、利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年9月12日。小玉議長名により、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣となります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（小玉博崇君） 日程第26、議員の派遣についてを議題といたします。

事務局長より、内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（坂下佳則君） それでは、議員の派遣についてご説明申し上げます。

派遣について、1件ご説明いたします。

（1）新十津川町議会議員会主催の議会議員管外視察研修でございます。日程は10月14日から15日まで、場所は中頓別町、初山別村で、派遣議員は全議員でございます。経費につきましては、概算で37万円でございます。

以上、議員の派遣についての内容説明とさせていただきます。

○議長（小玉博崇君） ただいま議会事務局長より説明のあったとおり、派遣することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会会議規則第129条の規定により、派遣することに決定いたしました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（小玉博崇君） 日程第27、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和7年第3回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

（午後3時33分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員